1 4
2478
112

門 4 4
號 2478
卷 112

公事根源

一 正月

四方拝
供御節供
小朝拝
内侍所御供
供若菜
御杖
朝覲行幸
視告朔
供御薬
朝賀
元日節会
供若水
子日遊
二宮大饗
臨時客
御国忌

叙位
御斎会
太元師法
給女王禄
御斎会内論義
御薪
射礼
仁寿殿観音供
国忌
外記政始
白馬節会
真言院御修法
女叙位
県召除目
献御粥
踏歌節会
賭弓
内宴
神祇官献御贖物
吉書奏
七瀬御祓
代厄御祭
火災御祭

二月

釋奠
率川祭
大原野祭
列見
祈年穀奉幣
位禄定
春日祭
園并韓神祭
祈年祭
北野御忌日
臨時仁王会
季御読経

三月

御燈
藥師寺最勝會
鎮花祭
東大寺授戒

四月

告朔
更衣
貢氷
稲荷祭
平野祭

曲水宴
石清水臨時祭
京官除目
齋院御禊
孟夏旬
大神祭
山科祭
松尾祭

杜本祭
當宗祭
廣瀬龍田祭
灌佛
日吉祭
關白賀茂詣
竹山祭
駒牽
三枝祭

五月

當麻祭
梅宮祭
擬階奏
伊勢神衣祭
賀茂國祭
賀茂祭
吉田祭
新日吉祭

獻菖蒲
端午節
紫野今宮祭
最勝講
着鈦政
六月
御贖物
供醴酒
御躰御卜
神今食

五日節會
左右近馬場騎射
有無日
賑給
供忌火御飯
延暦寺六月會
月次祭
供解齋御粥

祇園御靈會
節折
鎮火祭
施米
七月
廣瀬龍田祭
乞巧奠
盂蘭盆
祈年穀奉幣
八月

祇園臨時祭
大祓
道饗祭
雷鳴陣
七日御節供
文殊會
相撲
仁王會

八朔風俗　釋奠
北野祭　定考
石清水放生會　駒牽
季御讀經
九月
御燈　不堪田奏
重陽宴　例幣
撰出
十月
旬　亥子餅

射場始　殘菊宴
興福寺法華會　維摩會
大粮申文　初雪見參
十一月
御贖物　供忌火御飯
御暦奏　朔旦冬至
相嘗祭　宗像祭
山科祭　平野祭
春日祭　杜本祭
當麻祭　率川祭

梅宮祭　當宗祭
仲山祭　松尾祭
大原野祭　園并韓神祭
五節　鎮魂祭
新嘗祭　豊明節會
吉田祭　日吉祭
日吉臨時祭　賀茂臨時祭

十二月　大神祭
供忌火御飯　御體御卜奏
國忌

月次祭　神今食
御佛名　御髮上
立土牛童子像　荷前
着鈦政　内侍所御神樂
御贖物　大祓
追儺

正月

公事根源

四方拝　一日

四方拝といふハ元正の寅の時ばかりにまづ
属星を唱へ天地四方山陵を拝し給て年災
をも払ひ宝祚をも祈らせ給ふ儀にて侍るにや
清涼殿の東階のまへ砌の外に御屏風をたて
めぐらして其中に御座三所をまうけ其前に
志つ末の机を置て香花灯などをそなへ此所に
して御拝の儀式ありけるしは殿上の侍臣

なにごとも四方拝とぞ申けるとかや近比ハ内裏仙洞
摂関大臣家等のほかハ下ざまにも大かた世の事
いはゞ始まるいつともみえず仁和元年正月朔日に
天地四方属星山陵を拝し給ふ由宇多の御門
の御記にのせられたれども濫觴とハみえず又
皇極天皇雨を祈給ふとて南淵の川上に行幸
ありて四方を拝し給ひければ雨五日まで降ければ
よし日本紀にのせましませば是ぞはじめ
ともいふべき又属星を拝し賽雛をのぞく
翹天地瑞祥志といふ書にみえたり

供御薬　同日

是ハ元三の儀式にて御殿におこなはる主上昼御座に
出御ならせて生氣の色の御衣をめさる
御直衣のうへにかさねらる陪膳の典侍典薬頭も
生氣の方の色を着す此日に御厨子所の
御薬園を供じ命婦蔵人役送して典侍給仕す
みな前にもいふごとく薬子とて少女の奉る
嫁せざるをえらびて是を用らる屠蘇ハ小児
よりのむといふ本文あるにより少女を撰らく
今日出仕のまうしよろすべし此菓子鬼の間にてよみ

て端乃几帳のもとにさぶらふ女官典薬をめし
て御薬をとらせ給ひ一献に先屠蘇を酒にひたして
薬子にのましむ次に銀器にいれて薬乃紙をとらしむ
陪膳に給ふ又上臈にもおなじく給ふ事御殿の南
乃方より入給ふ事陪膳東のかたにむかひ
てのむ也給へば陪膳御盃を持てまいりて是を
屠蘇は東乃方にむかひてのむ也右本文にあるや
次に女官にも給へば是を後取の人にのましむ
前には上戸を撰み後取にめしけるとや一日は四位
二日は五位三日は六位乃蔵人也さだまりぬ日奉行

乃蔵人交名を切紙に書して殿上のまへの
柱におしつけさせて二献には神明白散を供す前は
さきの後取の人ならず女蔵人
給りて飲ませて是を出すの元日は人を精進
にしたならで江次第にみえたり三献は度嶂散
を供すかくのごとく御薬の儀は三箇日ありて第
三日には御みづから召しあげらる銀器に入り之御
椅に付給ふ御額并に御年のはじめにさぶらふ在乃御手
四乃楷をかゞめて給ふる也是は薬師の印相もとく
侍るとや此薬乃儀式は五十二代嵯峨天皇弘仁二年

仲まろはじめ給ふ一人是をのこし給ふハ一家なし病
なし一家に是を飲ぬれバ一里に病なしといふ
めでたき功能給ふ年のはじめに是を奉るや

供御節供　同日

是も三ヶ日也まゐる也寛平二年二月の比御院の
別當善といふ人にはじめて毎節に調進せ
らる諸院宮の五節供も是にはじまれり異なることハ無がゆゑ

朝賀　同日

是ハ朝拜ともいふ也辰の時に天皇大極殿に行幸
ありて行はせ給ふ也群臣皆礼服を着し

さながら御即位の儀式に同じ内辨などもあり
開門ありてかゝる召の鼓をうちしまへバ群臣
列してその門に入る天子高御座にはせ給へバ台盤衆
鉦をうち執翳ありて帳をかゝげ八字にかくる近仗鶯
蹕を奏し図書寮焼香として典儀再拝を
となへ群臣共再拝して奏賀奏瑞として二人の
者庭にすゝみて祝言を申也是ハ去年の目出たき
嘉瑞どものことを申しをばそれを記して今日
是を奏する也是に群臣再拝を須に舞踏されば
武官万歳の旗を振る也いと目出たき儀式とも也

神武天皇元年正月一日橿原乃宮に都をさだめ
めでたく位につき給ひける時宇摩志麻治命天瑞を
奉せられし由日本紀にみえたり是なんはじめとも
いふべし又孝徳天皇の御宇大化二年正月一日
御門におはしまして始て書の事をおこなひ
詔乃朝賀といふ事を始給ひし六十六代一條院
正暦より始て有りとも云ひ出し又記録にも
所見すへし古へは大極殿にて有りしなり今は
小朝拝とかはりて成にけり

小朝拝　同日

はすべて任下とし元日にある是は天子の御
歳のはじめにて世の中清く目出度事にて御
事なりさして朝廷の御事も行はせ神事仏事
までも此れをさきとして是は私の礼也君の私なる
つとめありしよりおこりける事にや叙位の沙汰は
勅書にて延喜五年より左大臣時平公御卿の
御所にて行はれしより柳朔日は百官悉く
ども小朝拝ハ其の厳をなさしむ百官を引ゐて
家の私ありけるに御前にまゐりて御まみえ
はじめの日君とさし奉るよそほひに清し

かく同十九日にも又そのごとく行ひ侍りしなり衣
ハ延喜五年に臣下の装束をさだめ給ひしかども
当代の清涼殿ハ拝礼の儀式あり。それ臣下の
道あらひハそろへりしかども臣下の装束をさだめ
らるべきゆゑにかくてぞ結しめ貞信公の御記にのせ
られて関白太政大臣以下もくらず装束しめたまひけり
儀なり。清涼殿の東庭に出位五位六位に至るまで
袍をとりて舞踏をなさるべし。上より下まで
御うへ東より下より下へ出て人ゝ袍縫の袍
を著無明門の前弓場殿に立つらなりて上首より

人蔵人頭をもちて御参りを度御門ハ出御
ありて小朝拝の儀式ハ侍ち給はず臣下を率り
よりて小朝拝といふ事やされど朝賀ある年ハ
行はれざる事なりけり

元日節会　同日

其儀小朝拝すでにすみて内弁の大臣陣の座より
着きて事を行ふに一上に非ずして位次の大臣すらば
内弁に侍ども大臣とぞ内弁として行はるゝ也
大方に行はるゝ公事を一上たる人ハまづいへりとぞ
まじきにや陣の端の座に着て蔵人をもて内弁

外任奏をそうする筥の蓋に入て蔵人内侍に付。毎奏聞をへてのち返し給る事也。又諸司奏は内侍所にはべるよしを奏すといへり。庭にてもみな奏しまうすとや。諸司奏とは七曜の御暦・氷様・腹赤の奏などの事也。七曜の御暦とは中務省より奉る日月火水木金土の七曜をしるしたる暦也。氷様は宮内省より奉る去年の氷をおさめたる所々の様をと日節会のはじめに奏聞する也。厚さ薄さいかほどと氷の寸法をしるし侍るなど古例かくのごとく奏し

てそためしとてさきは石瓦のそれとする也。延喜式にも氷池風神祭るとて侍るは氷の多くあるは聖代の験氷の井などは凶年までも絶ずして氷の御祈として大法秘法を行なはしむ。今日もしく氷を目出たきしるしあらしとする也。仁徳天皇の御宇六十二年五月に額田大中彦皇子闘鶏といふ所に狩し給ふに山のほとり野中をみそなはし給ふに庵をたてゝ掘たる所を人をはりたまひ見給ふに窟也と申す。府かの山のあるじに侍る人をめしてとはせ給ふ

に氷室とは里子のいはく氷をいふ讃
ましぬ冬さむくある時にむろを一丈ほど掘り
底に草をしきて上に葺て茅萱をしき厚く覆て
雪を置たる氷てはいかなる大旱なりとも消ず
是をもて熱月に用ゆることなん出来ぬ此の
は氷と仁徳の聖の御門に奉り給ひけるばかりのめ
でたき叡感ありし由や伝へ文にもみえたり
是氷を奉りし始也其後年々に至るまで是を
よりて国々所々に氷室を置て継しせしむる
腹赤の贄とて魚を筑紫より奉るなり是は軈て

節会にはじまりけるとや腹赤の贄の食物なり毎
年はしまりて元日の節会の食物として景行
天皇の御宇筑紫の肥の宇土の郡長浜にて
海人是を釣て奉る其後聖武天皇の御時
天平十五年正月十四日太宰府より是を奉
りけるより年毎の節会に供ずべきよし
定置れたり腹赤といふは魚の名也
此三色を奏せしめて諸司奏とはいふなるべし
刻限に至て御門南殿に渡御ありて御帳
の内にはいらせ給ひ内辨陣座を起て陣にか

より靴とて色々さまざまに諸卿外弁にはく
長楽門の東の腋也是は大内にてありし也今の
代には内裏の所に幄の屋をかまへて是なり
内弁宜陽殿の兀子につく次に謝座の儀
ありて階を昇て堂上の兀子に着く此間の作法
色々退て内弁の大臣家々に伝る口伝有
事ども侍りさめる開門と卿ら舎人二声めして
大舎人召人唯称す少納言はせざれば
少納言請御をめて外弁の上首に
告るに美晴門とのへ南庭に列立す親王

後に大臣を後に其の後に三位の中納言
その後に位次宰相は二位の中納言は大納言
此末に於める三位の宰相は中納言之末に於めるが
如く異位重行に立定る内弁敷尹を
卿も之まさめんは敷居也堂上に敷ける庭よと
言ふなるべし群臣謝座謝酒拝殿是庭を内弁
御膳を下殿して之を卿を内膳是を
供を主とやうく膳の依揚を供を大庭御膳乃
くさぐさの名はあまた有り品の少分ちて点心
饆饠餲餬桂心などいふ物也餛飩索餅はめら

かゝる地まで誰も見及ぶる抑や二献乃後あり
一献には国栖が笛を奏す是は吉野の国栖人の
来也応神天皇十九年十月に吉野に幸し
給ひし時国栖人まゐりて一夜酒を奉りて哥
をうたひ奉る此人山乃きのこをとりてくひ又かへるを
煮て名をば毛瀰となづけて美味なりとぞ
食けるとかや吉野の川上にすみて京を去こと遠
からねども路さがしく往来常に来
朝もなかりけるか其後たえずまゐり後も常に
参りて年貢やうの物を献じけるとかや今の国栖
の奏とて笛を吹く事を定めしとい吉野
より年の始に来りて奏する也二献めには御酒の
勅使の後また三献に立楽とて二曲を奏しそれを
宣命の拝すといふはさきのいはくそしは
詑よりよだぞ其上いはゞその節会まではゞかりも
抑日のあかりの節会は天子紫宸殿に
渡御ありて群臣百官御酒を給ひて宴会ある
儀也持統天皇四年正月に公卿を内裏にめし
てとよのあかりとあり宴會をとよとよ乃
あかりとよめり大くおほやけの名なりとぞ侍りしや

豊明節會(トヨノアカリノセチヱ)とハ嘗へのまつり神武(ジンム)天皇の時代よりも
群臣とともに酒(ミキ)給ひしより日本紀にみえ
たり是なとまことの事(コト)の發(オコリ)といふべき光仁(クハウニン)
天皇寶龜(ホウキ)四年の春よりハ位以上ニ婦人を
給ひけり今もさかりの公事ニ言ひて祿(ロク)
を給ふなるあり

内侍所御供(ナイシドコロノゴクウ)　同日

是ハ毎月(ニイゲツ)ニ供(クウ)せしめたまふ也寛平(クハンヘイ)年中より始まる
此内侍所とまうすハ三種(サンジユ)の神器(ジンギ)の其一(ヒトツ)也千早(チハヤ)
振(フル)神代(カミヨ)のむかしや天照太神(アマテラスヲホンガミ)の天(アマ)の磐戸(イハト)を
さし籠(コモリ)給ひし時石(イシ)こりどめといふ神(カミ)の鑄移(イウツ)し
給ひし日神(ヒノカミ)の御(ミ)かたちの鏡(カガミ)也是を八咫(ヤタ)の鏡(カガミ)
と名づけ給ふ地神(チジン)第三代天津彦々火瓊々杵(アマツヒコヒコホノニニギノ)
尊(ミコト)の葦原(アシハラ)の國の主(アルジ)と成給ひて天降(アマクダリ)給ひし時
天照太神(アマテラスヲホンガミ)三種(ミクサ)の神寶(カンダカラ)をさづけ給ふとて
此鏡をば我(アレ)と見るべしとて授け給ひし也
代々(ヨヨ)の御門の御手に寶物(タカラモノ)とし給ひしに人皇十代
崇神(シユジン)天皇の御時此鏡を移(イ)しまして神代(カミヨ)より
傳りし此鏡をば伊勢國五十鈴(イスズ)の川上(カハカミ)にあがめん
ける是則(スナハチ)今の伊勢(イセ)皇太神宮(クハウダイジングウ)也さてかの新造(シンザウ)の

御鏡と申しハ皇居に座ましを垂仁天皇の御宇
にハ漸神威を恐させ給ひて別所に安置し
さる温明殿是也村上天皇の御宇天徳の焼亡
の時ハ此御鏡灰の中にありて少も焼損せず
東ならし出御記にのせ飛ありし説
神鏡南殿乃桜の木に飛かゝらせ給ひしを
小野宮の関白乃袖に移らせ給ひしとぞ
様も侍るを村上乃御記にも実説と侍り
べつらん安永のみぎりに二位の尼先帝を懐まゐら
せて海に沈み給ひしかども此御鏡ハ

ゆへ都へかへり上りけるとかや古しへよりましまし
神宮と等あがめられしをわかうる後めでたき世ハ
神鏡内侍所のうちに清路にハ移され給ひ納めまし
まして同殿に御座ありし時ハ主上ながらとぞ
き付させ給ひ御冠にあすとあゆけ
そもそもてけつまりや主上乃御冠に必穴を
あけるハ此の故也今ハ内侍所にあがめまゐらせ
女官守護として白川院御されけるハ内侍所
の神鏡とひ出して天にあがらんとせさせ給ひしを
女房の衣の袖にかけて留め申しけるとぞ

女官はちよ儀しゃ事よ成らうをなんかめ一日(ツイタチ)也
御(ゴ)供(クウ)は毎月のうち也御膳(ゴショク)供(クウ)乃時はとりわき(ワキ)て
供せらるゝ事あり それは吉日(キチニチ)をえらみける
是は毎月朔日まで日(ヒ)次(ナミ)乃吉悪(ヨシアシ)には
よらず内裏節(ショク)會(エ)の時も粉供せらるゝ例あり
まくらごめしるすも例也

供(クウズ)若水(ワカミヅヲ)

若水といふ事は去年(コゾ)流(ミ)生(シヤウ)氣(ゲ)の方(カタ)此井とてん
じて汲まとして人まく海ゆきて春(ハル)立(タツ)日(ヒ)主(モン)水(ド)司(ツカサ)
内裏の事れて朝(アサ)餉(ガレイ)にて是をとやへしめらるも

立春日(リツシユンノヒ)

あらたの春(ハル)立(タツ)日(ヒ)是をとられて若(ワカ)水(ミヅ)とは申すや
年(ネン)中(ヂウ)乃邪(ジヤ)氣(キ)をのぞくといへ本(ホン)文(モン)ある迄が其支
是をとくせらるゝや江(ガウ)帥(ソツ)匡(キヤウ)房(バウキヤウ)此次第よは若水を
の山呪(ジユ)をとなへて是とかみそら

供(クウズ)若菜(ワカナヲ)　上子(カミノネ)日

内(ク)藏(ラ)寮(レウ)などより内(ナイ)膳(ゼン)司(ヅカサ)より正月上(カミ)の子の日
是をまゐらせ也寛(クワン)平(ペイ)年中にはじめまゐらするなり
延喜十一年正月七日よ後(ゴ)院(ヰン)より七(ナヽ)種(クサ)の若(ワカ)菜(ナ)
を供ず又天(テン)暦(リヤク)二年二月廿九日女御安(ヤス)子(コ)乃
朝(アソ)臣(ン)若菜をまゐらせ也李(リ)部(ホウ)王(ワウ)の記よみえたる

若菜とは十二種絹ぐるみのなきをくさ〳〵いふ若菜
ともいへり苣せり蕨まじりなつゐ芝蓬水蓼
青松とみなおほく此松乃字なる白川院乃
時附師遠まるあさしが若菜と書て有子
と讀也若此事そ始りとなる松ハ子の日にする
さてはひがごとなりとて上皇始らるゝ始まさる余ノ日ハ
若菜ハ七種の物也薺ハこべら芹菁御形
すゞしろ佛の座なり也正月七日は七種の菜
羹を食すれば人萬病なく又邪氣をのぞく
術ありとみえたり

子日遊

是は正月ノ初の子の日なるとて松を
引きる也朱雀院圓融院三條院なとの御時
みも此御遊はありけるや中にも圓融院の子日
せさせ給ひしをかるは寛和元年二月十三日の事也
路乃程は御車なりしが紫野にて上皇ハ
御覧ありて左右の大臣以下皆直衣にて
殿上人は布衣也幄の座をまうけ幔をひき
めぐらし小庭とかして小松をひしと植られ
籠物折櫃檜破子やうの物をもちて人々和歌を

釼とハ世の序者ハ平ノ兼盛とや清原ノ元輔
曽祢ノ好忠などの歌人どもまゐりて
かの時の哥どもハ代々の集に入侍れことゝも
とかんがへ侍し

御杖

上卯ノ日

持統天皇三年正月乙卯ノ日大学寮より是を
たてまつる日本紀にあり又仁寿二年正月に諸衛
悦杖を献ずる精魅を払ふとみえたり是を
以て悪鬼を払ふなりと也作物所よりいまもと
造物にして其上に岩波の竹に御生氣の方
の獣をつかさどる卯杖にあそばしけるも生氣
東にあたるも兎南にあるも馬なるへし台盤所に
たて奉る延喜式に正月の卯日兵衛督以下奉る
御杖を奉する儀式のまどもと又長三寸
ばかりなるを二束三束にゆひて奉るを御杖と
いふとみえたり

二宮大饗

二日

二宮とハ東宮中宮をさせ王卿以下本宮へ
参して拝礼の事あり次に玄輝門の東西の
廊にして饗にはべく先中宮の饗につく次は

東宮廿に営て三歳の御とき天長七年正月
に群臣をあつめてまゐらせ給ふ事を淳和又
皇太子を賀もとあり絶てひさしき事なし

朝覲行幸　同日

是ハ天子年の始に上皇并に母后の宮に行幸ありて
ためなりや嵯峨天皇大同四年八月に朝覲乃
儀ハはじまる嘉祥二年正月九日に仁明の御門
母后に朝覲のため冷泉院に行幸ありし時
御門南階をくだらせ給ひ笏をとらせ給ひしまて跪ひ
しまひて候ふや周礼に春日朝秋日覲とみえ

これ是朝覲の始也漢高祖ハ五日に一度父太公
に朝せられける他の御門ハそれをあらためあるす
なし又東宮成人の時ハ朝覲の儀を元正に
御門養老三年正月に大極殿に出御ありて
東宮はじめて拝し給ふ是後ハ度々のことなり又
天長十年三月に淳和の御門紫宸殿に出御
ありて東宮朝覲の儀を拝舞して昇殿
の後御衣を給ふ東宮是を受とらせ給ひ拝して
まかで給ふ容儀ことごとく成人のごとしと国史
に記せり恒貞親王九歳の時なりし　文王の

世子よりし時王季に朝せらるゝ日に三度まて
礼記にみえたり是をぞ東宮朝覲の例にも
ひくなる

臨時客　同日

是ハ摂政関白家に表れ始大臣以下の上達部
を招請してあそび給ふ也饗まうけ遊舞ありも
あるをば臨時客とかいふや大方大臣の母屋に
大饗ハ年ごとに行ハれしぞかし鷹飼など
流れてを興ありけるに絶き是ハ藤氏の長者
朱器の饗をまうけ給ふ也大臣家にハ様器也
饗とそなふる也臨時客にも尊者をまねく
よの流の大饗の儀式におなしくそ侍りける而
御遊ありて催馬楽なとうたひ給ふ此ハ摂関家
そのかぎりの事絶たるぞ侍る

視告朔　同日

是ハ百官の行事上日を志るして月毎に天子
に御覧ぜさする也告朔の文とみえたりとぞ
此也天子大極殿に出御ならせ給ひて天武
天皇五年九月にハ雨よりて告朔なし也
日本紀にあまたハ此時より前にも始まりしとハ知也

べし論語にいづる所は月毎に朔を廟に告ぐるなど
いへどもそれとは告朔といふ字は同じけれども
公は昔より言異意別と申はかくの事なりや
ほすまへは一日に有り又四日なるも視告朔と
かきても年がかはらざると二文字ふれむずかしく
侍也なつかしきとは海ぶるなり

御国忌

四日

正月四日は村上天皇の母后の御国忌也天暦
九年正月に御門宸筆を染て法華経を
書しも弘徽殿にして御八講の儀ありて後
法性寺にて毎年に御八講は行なはれしかる
事なし大かた法華八講といふなりは勤操といふ
沙門の桓武天皇延暦十五年より行ひはじめける
事や石淵の八講とは是を云也十講は法華経を開き
此沙門の始められるとぞ養ふ

叙位

五日 六日を代の日
三條太臣の左大臣の庭に於て先ず事を催し
沙汰次に議所にして勧盃の儀式などあり
中比はいまだ沙汰に依りて次に蔵人して両
様にとめて公卿射場殿にて箱文を取て沙汰

に御前の座にはべり関白あるじに執筆めして
より為房卿座にすゝみはべり執筆十年の労を
そへし續紙をもて位を源朝臣に叙して源藤
橘の氏の爵の中文へ内一加階の勘文をさく
いるゝ位記のことはくはしくは紀にみえぬ
推古天皇十一年十二月にはじめて冠位を
わかちたまふ大徳小徳大仁小仁大礼小礼大信
小信大義小義大智小智此十二階也とは見
えはべる位のかはりはべれども位の次第をば
さだめはべりし事天皇十年よりの事ぞ

諸王諸臣に爵位をさづけたまふ事なり此叙位は
いにしへ六日にありしを天徳五年より五日に始め
此後も院女院などおはしまして七日の節会の御出
なりたることもありけるにや叙位はさだまれり今は
正月五日にさだめられたり上卿は執筆して
衰日にあたれば六日にも行はるゝ事もはべるなり

白馬節會　七日

此節會のおこり大方は元日にみえたる元日は
氷の様のかたちに鬱の御屏風ありて押すべく
て諸臣参りての後ち兵部省より奉る

御弓奏ぞありと内弁も奏せしもの也若卯日
あるらバ今日も諸司奏と云事卯杖の
奏ありけるより也是をしらざる時ハ只御弓奏ハ
作式と作と天竺乃貝多羅葉ハ其長さ七尺
五寸也弓の長さも七尺五寸なる故に是と
かくしたるや白馬の節会とあるハ
青馬節会とも書也其故ハ馬ハ陽獣也青ハ
春の色也是によつて正月七日に青馬を見れ
ば年中の邪気をのぞくといふ本文縁也仁明の
御門承和元年正月に豊楽院に於て

青馬をとりて御覧有同六年正月には紫宸殿にして
御覧ありけるとかやされバ此ハ礼記に春を東郊
に迎へて青馬七疋を用ることあり七ハ少陽の
数正月ハ小陽の月也又十節記に白馬をとる事ハ
性の本と云天に白竜有地に白馬有又天の
用ハ龍也地の用ハ馬也人の用ハ亀也とかや本
文にも侍るや今此節会にハ三七廿一匹をひかるゝ
也是ハ三ハ三才にかたどる也七ハ七日にあたるなり
寛平の御記にのせまゐらせ今日の毛附の
奏にも諸あし毛とぞありける是白馬とも申しく

せちゑ儀式也とは大かた其日にあらず其かゝへ
いはそのまゝ遂ハ記もめづらしからざるなれば
書るものと天武天皇十年正月七日に御門小安
殿におはしまして宴会の儀ありしを七日の
節会の始なるべしとかや

御斎会　八日

是ハ大極殿にて八日より十四日まで七ヶ日の
間最勝王経を講ぜさせまして朝家を祈り給也
此経ハ則国家を護持する功能あるによつ
て荒玉の年の始にハ先講ぜらるゝにや○貞観
○一天平元年十月に大極殿にて講ぜらる文

天武天皇九年五月に始て金光明経を宮中にて講じ
に諸寺にて講ぜしむ是なども始といふべき歟
桓武の御宇延暦廿一年正月よりかくのごとく年
々の事ハ成ぬるなるべし

真言院御修法　同日

是も七日より七日にいたる今年金剛界なれば
明年ハ胎蔵界に修して隔年に修する後七日の
御修法とは此を始天長元年弘法大師大唐
の内道場に准じて真言院を宮中に立
られて承和元年より大師則此法をはじめ

祈る

太元帥法　同日

治部省にて七ヶ日是を行ふ。是ハ内裏蔵
の官人とかくて清涼殿を修して壇所とする。御衣
衣筥に入て綱所の法師にて是を守る。御所より
給ハる蔵人封を付て是を治部省にはかりて
て御祈といふはふしむ結願の日ハ清涼殿にとりての
ごく殿上より此帥の宮をとりそめて大元
法とも云。伝も綱也。小栗栖の常暁律師
承和五年に入唐して花林寺の元照といふ
人に逢て此太元帥法をはしめて秘法なりとも
て其弟子も都の外へ出さじとて山生常暁
才覚をみそかにさづけ帰朝して後
勅し而小栗栖の法琳寺といふ所にて行
はる。此衛の時天下の大旱に神泉苑にて
此法を修しけるに白龍現して雨をふらし
けるとなん

女叙位　同日

是ハ女房の位階を叙せらるゝ事にて隔年に
祈ある事織太りしハ叙位に向し太輪指小輪指

きさき井の中文ならびに掃部文なといふ初毛
切抗の中文といふハ是ハ生年十一歳の女房
実子年の労をもて叙爵せらる也其後ハ加乃
十家の女乃母本なりしハ其間の労をかん
がへて母乃廿年と女乃十年とを取合て実年
年の労により五位の爵をたまはる也是を切抗
の中文とは云へり又典侍掌侍命婦蔵人
東豎子などの中のを叙せらるゝあり二位
三位などさるべき人すまへバ叙せらるゝ也中にも
あ例ましとといふハ内侍司の被官にてある

そのまへ行幸の時姫松とておさなき馬に乗て
供奉せし事ある也是ハ三子をとゝのへまいらす
めや三子ハ天子御まへにまいりて有事も侍るなし
ゆや年毎に中文といでゝ五人位の位を給ふ
也是ハむかしよりおほやけの名字を相続して紀
朝臣季明となのりしを始めたるなりとそ
持統天皇の御宇正月に内親王以下の位を授
と侍るハ女叙位のはじめなるべし

給女王禄　同日

参議弁史などもひとつ承明門の内に轉の

庶人まで女王に禄を給ふなり　皆ハ王四百廿
九人女王二百六十二人と定られて年毎に行ふ
禄を給はるよりや女王禄と申すはいまされど皆
王禄とぞいふ清らなる女の字を略せるとは侍
るにや

縣召除目　十一日

縣召は外官とも申すなり外官とは
諸国のつかさみな任ずる也とあがつきと申なり
外戚の人とておほく任官をさづけらるゝばかりに
名ばかりなりや其作法執筆の大臣参て御殿の
弘廂にて東を向て申文をとりて多く結び
て大間といふ紙をくりてよむとていとおほくの執筆
は雑役して家々の口傳流々の故実ありてまちまちに
侍るにみな其大なる節会官奏叙位除目
などの日はみなすべて有職の家にいはれなす沙汰
するなるべし名替国替名国替秩満更任任符
返上なども申文多し数をもて定むとぞかくありて
此除目はいとおほく云べきこともあれども八十年の学
事もおほくありて百帖の紙つくすとものべつくし
されば先達に譲りてくはしくは輔注をもみるべき也

すんや能くとく〳〵後昆ハ萌せしてこふから
挟ゆるのたゞりまで弐百八十一年ありて始めて十二月
まじく三十ノ日也景行天皇の御宇武内宿禰
を棟梁の臣となされ是官職のはじめ也孝徳
天皇大化五年に八省百官を定られそれより
さきさハ大臣大連などいふ号ありさ文武天皇
大宝に淡海公不比等に教ありて律令を
定め官職位階のすゞを乃そまをされしきれハ
此後ハのぞりて官をおりえぞくさらて勝もそミき
是を令外の官とハ申すや他内大臣中納言ハ

大宝よりいまゝで何号たまへども官位令ハ
の乃ぞりまでぞ定て存あるのたなくんかし
京官除目とやハ京にある諸司を旨と任ずる
是ハ外官乃人に官を任じ給ふ
御斎会　内論義　十四日
十四日ハ御斎会乃結願より内論義ハ清涼殿にて
行なる御物忌のあいハ南殿にてあり内若講師
たゞちて御前にて論義ありし内論義とい
ふせ孝徳天皇白雉二年十二月に恵隠沙門
を内裏にめされて無量義経を講ぜられ

沙門恵心を資と浄蔵者として一千人の沙門を
請衆せらると日本紀にみえたり又天長十年
正月廿四日延暦寺の僧円澄をして論義を
こゝろみられし事なども東の横川よりもへらしん

献御粥　十五日

昔維摩のうちなる師尤といふ悪人ありけるが
蕃蔕ともいふ沙門とおもてうら正月十五日小
師尤はまよひまされぬ悪は天狗となりしが
天狗は地霊となりし事よりさかりて小豆乃粥
あづきの粥を煮て庭中に案を立て天狗を

祭りしに後は東より向ひ再拝しつゝ消うせて
事と今もすれど年中の邪気をのぞくといふ
本説あり又高辛氏のむすめなりしが其も
あしくして正月十五日に巷中にしてうせぬ
其霊魂とゞまりて路にさまよひて行人を
なやましむ此人平生粥をこのみけるに今日
粥をもて祭るわざなりといひしとや此二説いづれ
とよしありや定かならずされども養老の
けふまで粥を四方よりそゝぎ事ども侍るのみなれば
幾とせかはりしか寛平の比より年毎に粥を奉る

是外三月三日などの御節供も此時より同じく
定める七種の粥とは白穀大豆小豆あはくり
かきさゝげなりと九條右丞相の記にみえたり

御薪　同日

是ハ百官より薪を奉りて宮内省におさめ
らるゝ也是数などハ延喜式にみえたり義
天武四年正月十五日百寮諸人薪を奉るよしあり
御薪とかきてみかまきとよむべし

踏歌節会　十六日

踏歌といふは正月十六日の男踏歌の事にて
侍べし近頃まで侍りしハ女踏歌也それハ十六日也
光源氏の物語などにもみえたり男踏歌ハ絶す
とかや侍りしやうなり正月十六日ハ月の盛なれハ
京中の男女のあつまりて拍子とりてあそびなどしけるに
年寄の祝詞をはやしつゝ舞をなどもせしなど
せし也踏歌のはじめハ天武天皇
三年正月に大極殿に渡御ありて男女を
あつめ闈夜に踏歌ありとみえたり然ども
月の比なりしかども鳥羽院の御代までありし
ハや持統天皇の時ハ漢人踏歌をそうし

唐人踏歌とそうしを聖武天皇天平乃比を
踏歌乃儀として縁を給ふて仁義礼智信
れ五文字を絲雑によみて色とへてまさぐりむ
仁乃字をまさぐりあそびにをのよいてきぬを
あふ義乃字よ衣高さきのよい縑とあふ禮乃
字よい鄉と稲智の字よい布と給ふ信乃字よい
絹常布と給ふいと與だりすまや文明じゃ
御時踏歌ハえんよい六位以下の人て琴を弾
てうたいていそくあそうし紀年乃始よかし
しそはつへ天明らめ萬代までよ延暦九宮年ハ

正月のハ詩と作をそふうひけるとや松浦乃
節會乃儀式ハ當乃ですれど今更文體よ松よ
どゞ元日踏歌と述し小節ともに白馬豊明とぞ
大節といふや小節よハまろうきんじらぬ坊と
卯と大節よハ刀禰めせと肉饌乃卿まうぬ
立をハまらさんがらとハ大ま在とかぎら
五位のもの、とや也ム位さえそのをとめせと乃
もうむ刀大節よ刀禰とい六位といふ大位れ
輩まうくとめせといふん也志ぞらく大小乃節と
わけぞすいかの編頗の隱よよしや也踏歌節会

とぞある又そのとしのあらたまりての春は
ゆかしき事ぞ宣命の譜にはじめて此殿
竹川といへる高巾子綿の花をはさみたるは
男踏歌のさまなりしとぞ此世に行はれき
十六日は女踏歌なりけむかし

射礼　　　十七日

是は建礼門にて行はるゝ也代の始まりは
豊楽院にてもあり十五日に兵部省に手結ひと
いふ事をして射手をとゝのへさだむる儀式あり
正月になければ三月にも行はるゝせし三月

ならば日次は十三日なるべし　清寧天皇四年九月
一日百寮にみことのりして弓を射させしむ
孝徳天皇の御宇には正月に有しを天智天皇
九年正月に大丈夫に詔ありて宮門の外にて
大射をさせ是これ射礼のはじめなるべし
仁徳天皇の時高麗国より鉄の
楯と的とをたてまつりける群臣百官を
めして此楯的を射させけるに更に射とほす
人なかりしが宮に盾人宿祢といふ人ありて鉄
的を射とほしければ其名を的とぞなづけられ

となして法門になぞらへさせ給ひけると
なん又射礼のあくる日ハ射遺とてまたそれハ
昨日射礼にえらまざりし四府の者に射させしむるが
ゆへに射のこしといふなり弘仁二年正月にはじまる
なりとかや

賭弓　十八日

是ハ天子弓場殿にのぞみて弓を射させらるゝ也
射義に弓をとる事ハ礼記などにも侍りしや
堋をつくり的をかけて左右近衛左右兵衛
四府の舎人どもの射給ふ也左右の大将射手を
巻をとる勝の方ハまけの手に罰酒とてのます
又勝の方ハ舞楽とて奏して又近衛の官頭
までもあまたハ禄をかけて後大将射手に饗給
ふ是をかへりあるじといふ也かへりあるじ給ふ
大将ハ左右なく家内をみがきて席の為
にはきよめまいらするや又殿上の賭弓とて昨
日の弓を御覧ぜらるゝなりそれハ殿上の侍臣
どもの射給ふなり

仁寿殿観音供　同日

東寺の長者たる人の此事を勤る也里内の

此ハ真言(シンゴン)院(ヰン)にて行なはる承和(ゼウワ)二年六月十八日
観音の像(ザウ)二躰(タイ)を仁寿殿(ジジウデン)に安置せらる寛空(クハンクウ)
僧正をして開眼(カイゲン)供養(クヤウ)あり是ハ毎月の十
八日毎に天子の御祈(イノリ)乃為也昔ハ又夜居(ヨヰ)の僧
として二間(フタマ)にめしてまゐらせ法加持(カヂ)などいひ
けるとかや

内宴(ナイエン)　廿一日

内宴とやハうちうちの節会(セチヱ)也仁寿殿(ジジウデン)にて行はる
文人(モンニン)どもを題(ダイ)を給はり詩を作らせて御前(ゴゼン)
にて講ぜらる廿一日廿二日廿三日の間子の日に
あたれバ其日也となん重て一二献の後親王
公卿より若菜(ワカナ)乃あつものを給ふ絃管(ホウゲン)に詩歌(ミンセイ)
中頃絶し後ハ絶て行ハれず

國忌(コツキ)　廿五日

是ハ鳥羽(トバ)院(ヰン)の母后(ボコウ)女御(ニヨウゴ)苡子(イシ)の御忌日(ゴキニチ)也天仁(テンニン)
元年に正月晦日の法国忌(コツキ)を捨てこの廿五日
の国忌とせられける是非天子七廟乃
内太祖(タイソ)と昭穆(セウボク)桃(テウ)とを乃ぞきて其余の
四廟を此まゝにしりぞけ野廟(キベウ)とて属づり
捨らるゝ也はやく先の御仏事(ゴブツジ)ハ東寺(トウジ)にてまく

行なるさうしなるの尤しき大うさかへるの御国忌(ミコツキ)なとの日ハ御門(ミかど)御あそびなどをとゞめさせ給ひされバ礼記に忌日(キジツ)にハ楽せずといへり我朝の律の文(フミ)にも国忌の日楽をなすと者ハ杖(ヂヤウ)八十とあれバ国忌なとにも音楽をなさざるこそかなしハ罪科(ザイクハ)におこなはるれ又廃(ハイ)朝(テウ)廃務(ハイム)といふも廃務ハ諸司(シヨシ)の政(マツリゴト)をとゞめいふ是ハ一日(イチニチ)と定めて天下諸司の政をとゞむる是数日(スジツ)にも及ぶハ万機(バンキ)の政(マツリゴト)を捨給ふまでにハかならず給ふなり一日を限る

て廃務(ハイム)日(ニチ)とはいふ也今七月五日の御国忌(ミコツキ)も廃務日(ハイムニチ)なるべし廃朝といふハ諸司の政をよろづの事にかゝはらずとも行ひ給ハざるをこばみて朝(テウ)にのぞみて政をきこしめさぬ也されバ輟朝(テツテウ)ともいふ廃朝ハ数日にもおよべるし諸司ハ政(セイ)をとゞめざる也

神祇官(ジンギクハン)献(ケン)御(ミ)贖物(アカフモノ)晦日(ツゴモリ)

是ハ毎月(マイゲツ)晦日にまゐりて御麻(ミスサ)もおなじく行ふなれバ身のけがれをあらふ物といふ也人形(ガタ)を紙にて作りて代(シロ)となる也

さりし代すらハ古事記に仲哀天皇の豊浦
乃宮におはしましてはじめて御あめを
供ずとみえ又旧事本紀にハ天皇命
麻をたまへバめでたきとはきこて吉例とし志ろ
きり又毎月朔日あめ祀ハ後朱雀院の御時
よりたゞしまれし匡房卿の記にみえたり

外記政始

是ハ吉日をえらびておこなはる先九日なるべき
也上卿以下侍従の座にある如く宰相の
廳にて史生ありさ紀に辨少納言外記史

かくなしまゐる事を南の座にめしあれば
大弁も廳にはべりさなしの事にて南
の所にて勸盃ありいづくらむとて出る侍の
かのこの作法ある事なくて参内して左近
陣にはべり外記ハ恒例臨時の政をとりおこな
官なるによりて正月にハ先當年の政をおこなひ
始るなり指揮遣使の廳の政をも始むべく
きえぬ始なり

吉書奏

此の吉書奏も九日にあるべけれどよき日を撰

て大臣にまいりて奏し諸國の神鎰給て不動の
倉をひらんとて申しうくる也政始にあひたる文也
大臣陣にはへりて官奏の文とも職事など
もて後御殿にて奏申す也奏するは外記に
かよへり

七瀬御祓

是ハ毎月の事也七瀬とハ川合一條土御門
近衛中御門大炊御門二條の末とまて七所
とは是也陰陽師人形を奉る主上清いきを
かけ清身をなでて息をしかけ給へは殿上の侍臣

その所々の川原にむかひてまいれハ主上は
撫物とめてまゐらせらるゝその外さしつかはさるゝなり
後冷泉院の御時ハ臨月に靈所七瀬の御祓
とおこなはるそれ所々ハ耳敏川河合東瀧
松崎石影西瀧大井川なと也

火災御祭

是ハ月ごとの事也陰陽師是をつかさとる
火事をふせぐ功能あるよし董仲舒か
祭文といふ物にみえたり

代厄御祭

是も月ごとにおこなはるゝまつりは勝負のさまも
かはりや是もおなじき奏書ありめせらる

二月

釈奠　上丁日

是は年に二たび二月と八月とにありて上の丁
の日におこなはるゝ也日蝕闕怠祈年
の祭などにあたれば中の丁にあらたむ大学寮
にておこなはるゝ孔子をまつりて十哲の像を（淵回九一本）
まつる儀上卿弁少納言などまいりて廟拝（けてなく拝座論義ず一本）
次に宴穏の座につく文章博士題を

いだす孝経礼記毛詩尚書論語周易左伝
年にめぐりてよまする也あくる日釈奠の胙
をいたす蔵人をもて朝餉のまへにまいらする
蔵人又一人清涼殿の庭にて其のことをつとむ
あまたハなまうの物ぞといへ蔵人さしてまいるや
の後つきて東宮昨日の釈奠の胙とてまいらせ
などつかへるをうさいげさして薦の上にすゝる
いにしへの釈奠は文武天皇大宝元年二月に
はじまる礼記の王制に菜を釈し幣を奠こと
先師をもとるよしのえにしてより釈奠とはいふ也

後漢明帝ハ孔子の宅に幸して仲尼并ひ
に七十二の弟子を祭られしより先聖とハ
孔子をいひ先師とは顔回をいふ也いにしへ
周公を先聖といひ孔子を先師とせしを
唐太宗貞観二年に改て先聖先師共は
孔子顔回とせられしや又神護景雲二年孔宣父
と改め文宣王とせられし也弘仁格にみえたり今
大學寮にをいて行はるゝ孔子十哲の影ハ吉備
より渡して我朝累代の礼まて傳ふるべし

春日祭　上申日

是も二月と十一月にあたる未の日に行はる
近衛中将はしめ萬端の祭に出仕し
府官人摺袴着て舞人はしめ使に名問の
まへにまゐりて事の由を奏し舞人その
祝いふて舞人いで舞ひのちにひとつ〳〵に舞
當日の御さき路侍せる舞人出車す
上卿弁もなをあふぐもせし清和天皇
貞観元年十一月九日此祭ははじまる春日
四所大明神と申奉るハ第一の御殿ハ武甕槌
命第二の御殿ハ斎主命第三の御殿ハ天津

児屋根命をはしめ四所の御殿は姫大神并に神護
景雲二年六月廿一日に武みかつちの命
常陸の国鹿嶋より御ともに御殿ところに出給ふ
御神乗物は鹿にて柿の木の枝を御むちにて
まして給ふ伊賀の国かくれの郷にはしまして
給ふ神殿とそ申すは中臣の連時風秀行と云ふ
人也十二月七日に大和国あへ山にはしめて給ふ
同しき二年正月九日三笠山に遷をへられし
ましまして天児屋根命はいはひ主の命と姫大
神のましますとの此神は中臣の大神にてあれバ

斎主命ハ下総の国香取よりあらはれさせ給ふ
天児屋根命ハ河内の国平岡よりあらはれさせ給ふ
姫大神ハ伊勢の国よりあらはれさせ給ふ
天照太神の分身にてましますによりてなるべし
おなしき年の十一月九日御宮作りありて
法により勅使をたてまつりて三笠山の下河原に
神の宮たちにて太敷かの宮柱の御神
をわかちましますへきとなれハ縁起にすくれ
みえ侍るとや
また此月かしまの祭平岡の神なとも上

戊申乃日使を発遣せらる縁起春日よ同じ

率川祭　上酉日

此祭ハ春日祭乃おくる日おこなはるゝ神祇令
よのせる三枝祭と同じかるべくハ四月よ行はる
べし藤氏南家乃氏神よて率川の社ハ右大臣
是公乃建立ありといへりくはしきことハ三枝祭
乃所よのすべし

園并韓神祭　上丑日

此二神ハ宮内省よ座しませり延暦遷都の
時造宮使給所ようつしまつらんとせしに
なほ此所よありて御門を守りまゐらせんと
託宣ありき延喜式よ園神一座韓神二座と
のせたり祭礼ハ年よ二たび二月と十一月と也
上卿辨内侍出て織部の事を
西宮北山江次第等の書よのせたり

大原野祭　上卯日

是も年よ二たび也此神社ハ后宮のはじめ
給ひける春日乃本社をこゝよ移しまつらせ
所なりけるされど大原野の行啓
などありける乃始めや仁寿元年二月より

はじめてはこたてまつる遣使は春日祭り

ゆきて上卿辨内侍まゐりむかふ

祈年祭(キネンノマツリ)　四日

是は大神宮(ダイジングウ)以下(イゲ)三千一百卅二座の神々に

まつりをおこなふ所々(トコロドコロ)の神にかたよらざるを

国々より幣(ヘイ)をはこびてまつる法にも年ごとに

のまつりとぞいふなり　周礼に祈(キ)年は豊(ホウ)年を

いのるなりとみえたり　神祇(ジンギ)官にて祝(シユク)

たる弁がよみてより諸国のめしにいれてまつる

これは白猪(ハクチヨ シラヰ)白鶏(ハクケイ シラトリ)やうの物也　天武(テンム)天皇四年

二月はじめての申祭るは大(ヲホ)かた祈(キ)年の祭(マツリ)

月次(ツキナミ)の祭(マツリ)新嘗(シンジヤウノマツリ)祭なども四(シ)ヶ祭(カノマツリ)とよむ国に

大事とするなり

列見(レツケン)　十一日

上卿弁少納言外記史などまゐりて太政官

にてまへにめされたる列事(リジ)也　六位以下の藝能(ゲイノウ)ある

者をえらびて成叙(ニヨブ)官部(ニヨウブ)の二者(ニヨウ)をえらびし

てたてまつるを上卿のそれをめしよびて

器量(キリヤウ)容儀(ヨウギ)をこころみる也　朝所(アイタンドコロ)并に宴穏(エンヨン)の

座よきはしつらひて儀式を挿頭(カザシ)の花をと上卿以下の

對よさしと大臣ハ菅乃苑納言ハ梅の花参議
大臣みな使く又苑也非参議以下ハ牌非苑
をもちらしき宗ハ宣旨乃則よ志るし
給へし
北野ハ御忌日　廿五日
二月乃廿五日ハ天満大自在天神のかくれがら
給ひし月日也夢乃告おりて天仁二年より
吉祥院よて八講あり菅家の中よりから
氣へ是をつかぬ
祈年穀奉幣

是ハ二月七月二よあり上卿[illegible]
廿二社也　伊勢　石清水　賀茂下上　松尾
平野　稲荷　春日　大原野　大神　石上
大和　廣瀬　龍田　住吉　日吉　梅宮
吉田　廣田　祇園　北野　丹生　貴布禰
是れ也八幡乃使ハ中納言賀茂平野松尾
春日ハ宰相その外ハみな四位五位乃任ハ也
廿二社への宣命あり紋紗ハ苑田乃紙
賀茂松尾ハ紅梅を外ハこれ黄いたる紙
かく天皇四年正月諸社よ幣をまつる

天慶六年五月年穀をいのらんがために十一社に
奉幣をたてまつり
臨時仁王会
昔日ときこしめしける事は三月也大極殿
紫宸殿清涼殿などにおいて仁王護国
般若経を講ぜしむ是は兵乱の御祈れ
始也斉明天皇六年五月に仁王会あり聖武
天皇神亀六年六月に宮中ならびに五畿
七道にして行はるるまた一代一度の大仁王会と
申すも行はるやそれぞれ代が一度に行はるる

事なり
位禄定
是ハ奉公の労にしたがひ群臣百官に禄をあたふ
る事也一上陣の座について位禄の文をみる
大弁目録をかく天皇御覧ある事なし文武
天皇大宝元年八月に五位以下これを大蔵
省にいたして禄をさづくるはじめなりよきさ
日をえらびて行はる又ハ三月なり
季の御読経
二月八月に大般若経を百数まで講ぜらる

四ケ日(しかにち)のうちさきなす二日(ふつか)には行幸(ぎやうきや)なく儀に
茶(?)のとほりなるまで天平(てんびやう)元年正月八日よりはじめ
らる貞観(ぢやうぐわん)のころよりは年毎(きごと)に行はれける
とぞや

三月
御燈(ごとう)　三日
是は天子北斗(ほくと)に灯明(とうみやう)を奉らせ給ふ也
昔は北山霊巌寺(きたやまれいがんじ)などいふ所まで人をつかはされて
火へとゞめて北辰(ほくしん)に供へ奉りけるよし
一條院(いちでうゐん)の御記(ぎよき)などにもみえ侍る也一日(いちにち)より

御卜(みうら)ありまして今は御燈(ごとう)の儀は停めて内(うち)の御祓(みはらひ)
ばかりぞ行はる御殿(ごてん)に小むしろ敷き御座(ござ)を設けて三度(さんど)
御拝(ごはい)あり両段再拝(りやうだんさいはい)なる例(れい)とぞ侍るなれどもそれは
祓のことぞ太子御神事ありて御物忌あるの長暦(ちやうりやく)の比
宇治(うぢ)の関白に仰せらるゝ由(よし)の勘(かん)
もんありけれど神事はおこなはれざりしかば今も
其後ありけるに御神事はなしされども代々(だいだい)御
神事はありけるにや抑御祓の事さたしとかく
さる長暦(ちやうりやく)十あまりの年三月よりはじめて北辰(ほくしん)にた
てまつる

曲水宴　同日

是ハむかし王卿たち集りて御前にて詩を作りて講ぜさせ給ふや御溝水に盃をうかべて文人が下是をのむかし康保の御記に見へたり又顕宗天皇元年三月上巳日後苑に幸しましてめぐり水のほとりにあそびたまひしめでたき日本紀にあり曲水宴ハ周の世よりはじまりけるとや文人ども水の岸になみゐて流上より盃をながしつゝ我前をすぐるまでに詩を作りてその盃をとりてのみける也羽觴と飛せるゆへにいひそめけるなるべし又上巳のことハ人みな東流の水のほとりにて禊するよし漢書にも見えたり又草餅を三月三日に用るこゝろハ周の幽王より事おこりぬるよしいにしへにいへり

薬師寺最勝会　七日

天長七年より薬師寺にて毎年七ヶ日斎修王経を講ぜらる此寺ハ天武天皇の御願なり

石清水臨時祭　中午日

是ハ三月のなかの午の日舞楽の舞人使陪従など中の辰の日試楽のあした御殿のまへにて

ひさしに御倚子たてゝ出御ありて御めしあり
よりくものゝかみしもゆるさるゝ殿上四位五位の
舞人壁のもとに地下に候じ次に年中行事の
の障子のきはよりのぼりて御気色うかゞいて
沓をはきて前庭を過て滝口の戸より出て舞人
とめて舞人もみないはゞ竹臺の下まてすゝみ
枝を折て頭にかざしゆきて仁寿殿の廊の下より
その御前によりてあつまる陪従近衛の召人
求子うたひ琴笛篳篥の音をとゝのへて舞人
まひはてゝ大比礼かへしうたひて舞をはれば

して後らいば古の神楽ハちかき此ハ弥生
まゐ代のはじめはいはあるべし神楽ハ調楽とも
いはまし後楽をとての後さるかた此当日ハ
御禊あり庭座に使舞人陪従大臣以下かざし
の花を使舞人の冠にさして三献ハ五献
そのかざしけるは天慶五年四月
廿七日をはじめとす臨時祭ハあるきもハ元年
年将門が乱逆のかしにおはしましけるに
八幡大菩薩にいのりたまふに将門が首をとられ
けるゆゑに報賽のために臨時の祭をはじめら

王府の使ハ播磨守允明朝臣舞人ハ今ハ人の
十人也
祈るやうきの宮ハ石清水にまゐりて
はしまりし是ハ其将の許になん侍りける
志かるに天禄二年三月より毎年の事とは
成侍る也次の日ハ還立の後南殿ハ御前に
めされ弓場殿にて勸盃禄なと給ふ也

鎮花祭

是ハ大神狭井の二座といへる神祇令より
の春さり花の飛ちる時ハ疫神分散して
人をなやましかなよかゝるをとしめん為にけ然ハ
有となや神祇官まて行なる

京官除目

是ハ三月三日より先に行はるべきなれど
今ハ秋の除目とぞいふめる冬に行なり京に
ある諸司を任ぜらるゝ故に京官とハ申なり
執筆の作法進退大かたハ春の除目に同じ
三省奏をぞかたらめまてそめる一夜のなる
二夜それ中の書きまたはきめしといへり其の秋の
除目をもとおぼえめしハ春のなるべし

東大寺授戒

是ハ三年ニ一度也孝謙天皇天平勝宝六年
ニ唐の鑒真和尚きたりて大宰府よりまいり
はじめて東大寺に戒壇をたてて天子以下
菩薩戒をうけ給ふ是より東大寺の授戒と
いふ事ハたえせず侍る也大かた此伽藍ハ聖武天皇
の御願也いまめかしきやうなれどくわしくハ
しるすに及ばず

同月

告朔

斎院御禊

更衣　一日

けふハ衣がへなれば宮中所々のしつらひかはる
掃部寮あつまりて御殿のみすかけかへて御帳のかたびらかへて御
すし胡粉にて絵をかく壁代これ撤して
夏のみすどもあたらしきをかく御服ハ
直衣はそすしれあやのひとへはかまなり
内蔵寮よりたてまつる女房のきぬあはせの
きぬ衣がへなれハうすきぬもとしせ裳ハ
上臈薄物小上臈うすき色のからきぬなとし

孟夏旬　同日

是ハ天子夏冬の季乃あらたまりはじめ給ふに臣下に神酒をたまひ政をきこしめす儀式なり然れども旬にハ色々の内裏あまたありしかども中ごろ迄て後たえはじめて南殿にて行ハせ給ひしが新所乃旬とやらす位に付せ給ひはじめて後にのぞミ給ふをば万機旬とや申十月一日冬至にあるを年行ハるゝをば朔旦の旬と申夏の初めにおこなハるゝをば孟夏乃旬と申冬の初めにおこなハるれば孟冬の旬と申也古ハ夏冬の旬をば二季孟乃旬とまりぬるにや此孟夏の旬にハ二つ鉄乃後内侍扇をへだて柳筥を持て御屏風乃南に持して参るを出居の次将とりて王卿の座乃まへにさして扇をとらせ奉る是扇の拝とていと興ある事なりし今ハ旬の儀絶果ぬ陣乃座にて平座をぞ行ひ給ふ

貢氷　同日

主水司四月一日より九月晦日までを季としてまいらする也氷様の所より申奉り給ふ

大神祭　上卯日

是ハ上の卯の日の祭なるべし卯日三つあらバ中の
よるべし先卯日ハ大原野のごとしとの
祭笛ハとらの日後ハ川をかる夏ハ卯日也
暁笛ハ夕によるがなし大神とハ大三輪乃神也
大物主の神乃ことなり三輪とかし本縁ハいにしへ
むかし大物主神活玉依姫といふ女のもとへしのび
かよひ給ひけるに此女人しけるみなりきて乃父母
懐妊のとひて父母あやしむ誰人か
常にきまりけると此女に問ければ其乃日は
人乃かたちあるよし家にありたまひて我と

そひふしけるときさく父母是をはかりて
さんとおもひて布おる糸を亀よくりて針に
付て女にかくありくいたく此夜かの神人のきまし
けるとき彼の針をもて着ける衣のすそに
さしよとぞをしへける女が乃ゆへのきをしと
はるあとの糸をとめてはきこし鑰の穴より出て
瀬戸山吉野山をへて三室山にとゞまりけり
此神をしめして大物主神とはしりぬべしその
いとのわ三わけのこりしかバ三輪山といふぞ
申ける此事日本紀に見え及縁の事にみえ

仰られしこそ耳なる道理なれど今度
なる事なるまゝどうしがたくて一筆(ヒトフデ)あらはし
給ひけり此祭ハ貞観(ヂヤウグワン)の比よりはじまりけると
かや

稲荷祭(イナリノマツリ)　卯日

此の神社(ジンジヤ)建立(コンリウ)の縁起をたづぬれは濫觴(ランシヤウ)なと
取見(シユケン)しけるなれども当社(カンヤシロ)の祢宜(ネギ)祝(ハフリ)の説(セツ)には和銅(ワドウ)
年中よりはじめて伊奈利(イナリ)山にあらはれ給ひ
けるとかや或ハ弘法大師の東寺(トウジ)の門前(モンゼン)にて稲(イネ)
おひたる老翁(ラウヲウ)に逢(アヒ)給ひけるを東寺の鎮守(チンジユ)に
勧請(クハンジヤウ)申されけるとの説も侍るとかやいなりとは
稲(イネ)を荷(ニナフ)とかきけるとかや

山科祭(ヤマシナノマツリ)　上巳(カミノミ)ノ日

此祭ハ宮道(ミヤヂ)氏の祖神(ソジン)也寛平(クハンペイ)十年より
祭ハはじまり侍る

平野祭(ヒラノヽマツリ)　上申(カミノ)ノ日

延暦(エンリヤク)より此の神社(ジンジヤ)なと造立(ザウリウ)ありて貞観(ヂヤウグワン)よりの
祭礼(サイレイ)とハ始行(シギヤウ)せられける上卿辨内侍近衛(コンヱ)の
将(シヤウ)ひきいて見参(ゲンザン)を奉り御神前によりて参り
此時の祭ありて五位の蔵人使(ツカヒ)をたまはるを播

の舞人をさげて御禊ありて御幣をまゐらせ蔵人の
陪従の参りとし去年の臨時の祭ハ寛和元年
四月十日よりはじめらるゝ時の使ハ左衛門
督藤原惟成也さだめて第一の御殿ハ
源氏第二ハ平氏第三ハ高階氏第四ハ大江氏
すべて八姓の祖神をまつれるなるべし

松尾祭　同日

此祭ハ貞観年中よりはじまる大宝元年
秦の都理といふ人はじめて神殿を建立し
けるとや大山咋神のはする也比叡山の神也　叡

同躰にてましますべし

杜本祭　同日

河内国に鎮る神社也午の日使を立ル　仁和元年
四月にはじまる

当麻祭　同日

大和国に鎮る神社也午の日祭の使立ル

当宗祭　上酉日

是ハ河内国に鎮る神社也午の日使立ル杜本
当宗ハ祖ちかきなれば独の使ある社の祭のため
也下仰を宇多御門の御外祖父ハ当宗宿禰

なりしより仁和元年四月十四日にはじめ
おこなはる

梅宮祭　同日

承和の比より此祭はじまる。永延以後毎年
おこなはれしが中比は絶たりそれよりあるハ絶て世を
またはじめ行ふ年もありときこゆ。此社ハ仁明天皇
の御母橘太后の社神也。嘉和年中に祀く
時門にうつし奉る。橘氏の氏神なるべし
是定といひて橘家の人に管領する社なれば
侍りや此是定は一の人の家にゆづり渡されし
事は橘氏の絶えて後正月五日の叙位に
氏爵のことを行ふべき人なきによりて寛和
の比中関白道隆大納言と申侍りし時宣旨を
かうぶりて始て氏の爵のことを申行ひし也
中関白粟田関白御堂関白此三人の母は摂津守
藤原中正といひし人のむすめ也。かの中正の
室は中納言橘澄清のむすめ也。中関白の
外祖母也。かゝれば由緒によりて是定ハ藤
氏の家に相伝し侍るとかや

廣瀬龍田祭　四日

是両社ハ大和國にあり此日ハ廢務也年に
二度行るゝ使ハ此月乃大忌風神乃祭と
いふハ是也風水乃難をのぞきて年穀乃豊
なるやうを祈らさるゝとや天武天皇四年四月
に風神を龍田立野にまつり大忌神を廣瀬
河曲にまつると日本紀にみえたり神代紀に
伊弉諾伊弉冊尊乃朝霧をはらひ給ひし
御息の化して神となりたまふ風神と
申也みなかみいさゆる大塊の噫気を風といふ
事かいふ由とや

擬階奏　七日

是ハ二月の列見のごとく成選乃短冊を二省より
奏しまゐらするを大臣の奏せしむる儀あり列見
延引の時ハこれものぶる也事なそめたまハ短冊
をそのまゝ櫃に入てかくさせて退出せらる
事なし

灌佛　八日

神事のあたる日ハ行まほずして灌仏ハ九日より
御神事をそうじめる御殿の母屋の御簾を
されて晝御座を撤してその跡に山かたを

其そらの佛のむまれしつまふけしさまを作らせ
いとうつくしく瀧を落し色々のはなをもてかざり小の
うつは机を立て鉢五に五色の水をいるる也御
前あけまりて殿上にさぶらふ女房の布施ども
色々の絹おりもの錦につけて風流などして衣
箱のふたに入て臺盤所よりいださるれば蔵人
とりて殿上の臺盤のうへにおく上達部わが
布施は布施をさしはさみて御殿のまへにて蔵人な
白木の机に重ねて次第に庭におく御導師
次御布施はかみにつつみて布施を蔵人とる

御導師の僧まゐのぼりて仏前に作法おこなひ
て鉢のかたへに一つに汲あはせて先導師灌仏を
公卿次第にまゐりて膝行してそそぎ
そそぐ水を汲て灌仏して後礼仏を導師
布施をとりてぞく此佛生会は推古天皇の
はじまる釈迦如来の倶毘羅城にしてむまれ
給ひける時天より下て水をそそき釈迦にあぶせ
奉りしことを申也

伊勢神衣祭　十四日

是は神祇令にのせらる伊勢神衣祭といふ神

服部潔斎して三河の赤引の神調の糸を
もて神衣をおる又麻績連といふ氏人麻を
うみて敷和衣を織て神明に奉るを神衣
の祭といふ也

日吉祭　中ノ申ノ日

此の社ハ松尾の社と同神也上にみえたる崇久
仁年六月八日よりはじめて廿二社の内にくはへらる
延久にも正月廿三日に祭をはじめらる

賀茂国祭　同日

欽明天皇の御宇正月に吉日をえらひてまつり
らるよし所見あり又和銅に詔ありて山城
の国司臨て撿察をとゞめらる此国祭ハ
賀茂のまつりなるべきにや酉の日にまつりは
公家より使をさゝれ走馬を戯らるあひ
かはるべき也

関白賀茂詣　同日

執政よハ日次をえらびてけるを天禄二年
九月廿六日摂政右大臣謙徳公賀茂詣の年
中とて撰定の人其賀茂詣のはじめなるべきさる
はすいけ賀茂の祭すまへの日あるなり主人をそ

摂社まて地下殿上乃前駆あり白妙の御幣
神宝唐櫃やうの物をかゝげさゝしむ琴持
菅笠深沓さいろもとめしがさ上達部紅と
はらぬ社頭まて神馬あり葵桂を飾置持く
まいる途は道も錦よりかく東遊求子するかく舞
あどる也

賀茂祭　中ノ酉日

未乃日先上に陣に着て六府をめして警固
のよし給ひ当日の使は近衛中少将にても
首夢れ告給ひしかゝ人く葵桂の鬘を

かゝる也賀茂松尾の社日まんの日より志りるべき
所々へおそまいる欽明天皇の御宇より之れ
是はたゞ給ふ下鴨御祖上賀茂別雷二乃神祭
也是れ御祖乃神をと玉依姫と申す賀茂建角
身命のむすめ也ある時せうんの小川のほとりに
あそびけるに川上より丹塗矢一ながれ
下る玉依姫これ乃矢をとりて我家の屋ねに
さしおきけるうまれしてはらみてみて男
子をうむ祖まどもの父とされどもしらずけりとさ
ある時こらに酒をもてしらいその児に

盃をとらせてあんじりゝ又すゝませしとれしくされバ
ちごうれさ川ふといハ虚空よたすけく成座称
と嬉ミ成でうく我ハ天神の御子也とて天上
とさしてぞのぼりける則別雷命是也其の
丹塗の矢ハ松尾大明神と伝よあくつ建治よ
まやおほそ神すよ大祀中祀小祀とわくりす
あり一月の神すとバ大祀といへ大嘗会なと
也三日乃とハ中祀といふ今此賀茂祭なども
一日の神すとぞ小祀といふも春の平野以下
諸社の祭なるべし。

中山祭　同日。
永承五年六月十六日神社を建立して同年
十一月八日よ従三位の神位を授げ奉らる
是ハ冷泉院よまし石神也後冷泉院天喜
元年四月よりはじめて官幣あり
吉田祭　中子日
此の社ハ中納言山蔭卿貞観の比よ建立
し玉ふ一條院永延元年よりはじめて官幣
と奉らせ給ふ春日の社と同神也奈良の京ハ
時ハ春日の社長岡の京の時ハ大原野いま

平安城の時ハ吉田の社也これ斎場所の霊
所と志めしく御門と申す事ありしかとも
されど御堂の関白ハ法成寺と吉田社と給
あがめ給ひしかバ與福寺と春日社とハ
かりひとせられけるとぞきゝし侍る

駒牽　廿八日

これハ信濃よりのぼる也八月ハいつも名ハおなじ
けれどもいにしへハ天皇武徳殿に幸をまし
以下障子はしく左右の御監御前る乃奏をとる
馬頭庭をとをりけるとも白馬の節

会のごとし右近衛の射手南よりまいり左府
騎射の文を奏す左右大将もまた奏す次に
近衛少将以下番長以上六人あつまり遊を奏
す右近衛納蘇利左右近衛雅楽寮
蘇芳菲駒形を奏す此駒牽ハ来月の騎射
の射手人なども給ひ給ふべきものとき
也負観のはじめてなる小の月の時ハ廿七日也
延長五年ハ五月三日に駒牽ありとみえたり

新日吉祭　廿日

承暦元年十月十六日後白河院日吉の社に御幸と

東山の新宮よりうつしゆうさうしまつるを新日吉と
いふ應保二年四月廿日始て祭あり

三枝祭

此の三枝祭ハ率川祭ともいふ也神祇令にのせ
よりて三枝の花をもちて酒樽をかざる故に
三枝の祭とハ申となりこの祭もと二月に率川
の祭と相並べきよし神祇令にも
孟夏の祭のうちにいれられバ先ちかく
四月にあらためて申侍る也率川坐大神御子神社祭ハ右大臣是公の
建立と申伝侍れどもはつかのさま事也此森ハ
令と申書淡海公のえらばれて養老年中に
奏せらるゝ是公の大臣ハ淡海公の曾孫也
されば令に率川の社祭と侍るまで是公の初て
建立ありとハ有がたくおぼつかなしや養老の比までもや
ありける神社也是公の再興しけるを建立と
申せしにやとおぼつかなし三枝を手てさかほ
ことさらに祭とせしむべし

五月

献菖蒲　　三日

六府あやめの輿を南殿の階の東西にかけり申川

また時の花を折そへて御酒にうかべ侍る日也
あさがれ井の庭に菖をとりて主殿寮所にゐ
並べ給ひて天平十九年五月詔ありて
百官諸人菖蒲の蘰をかけずしてまいるべからず
そのゝち宮中に入侍らずと定らる弘仁式にも
菖蒲よりざる蘰をして二月ハ平旦に南殿のおま
しくとあり

五日節会

天皇武徳殿に出御なりて宴をとなつかさ
群臣に酒を給ひ又内弁などして四節に御酒

人々ミな菖蒲めしかづらとかく日蔭のかづらの
ごとし典薬寮より菖蒲の机とさしてまいる群臣
に薬玉をたまふ五色のいとをもてむすび
かけ事ハ悪鬼をさけるため本文にも見え
後騎射の事左右大将射手の奏をとる左右
近衛馬に乗ちてをさむ菖とさしまゆとゐるも
いへり推古天皇の御宇よりはじまり今ハ
絶ていまは行はれん

端午節

今ちまきを食ふ事ハ昔高辛氏の悪子

五月六日に舟に乗て海(ウミ)をわたりける暴風(ボウフウ)
俄に吹て浪にしづみけるが水神(スイジン)と成て岸に
人をまねきてあらはれける人五色(ゴシキ)のいとぐちをもちて海に
なしてかへりしが海中(カイチウ)になげ入しかば五色(ゴシキ)の蛟龍(カウリウ)
となりそれよりして海神(カイジン)と成なり海に於て
おざりの船にも男雛にあらたむとさんは人の
まつりは屈原が溺死(デキ)に志けば是を魚腹(ギヨフク)に葬(ソウ)をし
を恐し時の供物(クモツ)とも申すや
左右近馬場騎射(サウコンノババキシヤ)
五月三日は左近(サコン)の荒手(アラテ)番(ツガヒ)四日は右近(ウコン)の荒手(アラテ)

手番(テツガヒ)五日は左近の真手(マテ)番(ツガヒ)六日は右近の真手(マテ)
番(ツガヒ)也昔は左右近(サウコン)の馬場(ババ)にて騎射ありし事
侍しかば射手など大将の申さるゝ也
紫野(ムラサキノ)今宮祭(イマミヤマツリ)　九日
是は疫癘(エキレイ)の神(シン)也正暦(シヤウリヤク)五年長保(チヤウホウ)二年天下
志づかならざりし時此の神社(ジンジヤ)をまつりはじめ給ふ
藤原長能(フヂハラノナガヨシ)和歌二首詠じて奉りける
よみて是を撰集に侍りとぞ
藤原長能
白妙(シロタヘ)のとよみてぐらをとりもちていはひぞそむる紫野に

今よりハあまねく仏神の恵(?)ミ社はじめ門
公方武人の云世中(ヨノナカ)さかりの時なれバ無為(?)の
北(キタ)よと宮(ミヤ)こハ御神(カミ)を祝て花の春けも神事(ジンメ)
あるべく候を注さたん云候ゟ
有無日(アリナシノヒ)　七夕日
是ハ村上(ムラカミ)天皇の御(ミ)時国忌(コツキ)也宮中(キウチウ)ニ而左右なされ
日とハかくのや廃務(ハイム)日(ニチ)にあらざれバ政(マツリゴト)をこなふの事
堪らずと又急事(キウジ)のなどもあるまじく御事政事(マツリゴト)有(アリ)
さて有なしの日とはかり也
最勝講(サイシヨウカウ)

先(マヅ)そもそも日次(ヒナミ)とさだめ候ハ四ケ(シカ)の大寺(ダイジ)の東大(トウダイ)延暦(エンリヤク)
興福(コウブク)園城(ヲンジヤウ)僧の殊に稽古(ケイコ)にもすぐれ候えらびて南都
さだむ論義(ロンギ)講師(カウジ)聴衆(チヤウジユ)などあり最勝(サイシヨウ)王経(ワウギヤウ)
を清涼殿(セイリヤウデン)にて講ぜしめ給ふ也是儀式などハ志らず
またおよび候ハず一條院(イチデウノ)の御時寛弘(クワンコウ)乃比
よりはじまりたる也さりながら或ハ長保(チヤウホウ)四年よりとも
申也後朱雀院(ゴシユシヤクノ)の御時(コントキ)にや生身(シヤウジン)の四天王(シテンワウ)
名場(ダウヂヤウ)に現ぜさせ給ひし候ハ此四天王の座を
立られ候也五日(イツカ)の間乃儀式日毎(ヒゴト)にかハりし結(ケチ)
願(グワン)の日行香(ギヤウガウ)論(ロン)あるべし

賑給

是ハ賑しき民に米塩なとを給ふ也京都の
條里小路を分て検非違使是をひく
米塩の額文なと申すれ給ふ也大臣陣に
施し是をよぶむ欽明天皇の御時より
はじまる季春の月に天子倉廩をひらき
て貧窮の者に給ふといへり礼記の月令
にも侍るや

着鈦政

是ハ検非違使の下東京にて制法を行ふ
事也元明天皇の御宇和銅より始りける
月令の本文にハ孟夏の月になすべしとみえ
されど四月ハ斎月にて神事すきまなけれバ
五月におこなふとみえたり

六月

御贖物

是ハ一日より八日まてありちごこそらてまいる
朝餉にて主上にまいりぬれバ四ツのかはらけを並び
しるしてなき人よりさる象にあるなとあけしるし
御いきをそへ給ふ也弘仁五年六月より御薬の

事ハまくそじめて御贖物(ミアカフモノ)と奉る大かさハ
素盞烏尊(ソサノヲノミコト)千座置戸(チクラヲキド)の祓(ハラヒ)を行ひけるより起
りける也

供忌火御飯(クラフズイミビノゴハンヲ)　同日

内膳司(ナイゼンツカサ)より奉まつるを大床子(ダイシヤウジ)の御座(ザ)にて
供ずる也 竈(ケイヤウ)にて星の法(シ)にしらそへまゐらする忌火(インビ)とい
火といふ也 神事(ジンジ)などの時ハ不浄(フジヤウ)の火を
きらふ事なれば是ハ月次(ツキナミ)神今食(ジンゴジキ)の御神事(ゴジンジ)
と今日(ケフ)よりそはじめ給ふなるべし

供醴酒(クラフズヒトヨザケヲ)　同日

一夜(ヒトヨ)ざけとハはやくまだかもさば供ずる也
一夜(ヒトヨ)とて熟てる竹葉(チクヨウ)の酒なれバ一夜酒(ヒトヨザケ)と
申也 又ハこざけとも式文に作り 昔ハ汁(ヨウチウ)に
米(ヨネ)を嚼(カミ)て宿(ヨベ)をへて酒に作りたるを酒と
造酒司(サケノツカサ)けつより七月朔日より晦日(ヒ)毎(ゴト)に奉る
なり 応神(オウジン)天皇の御時より始まりたるとかや
酒をはじめて作るといふも此時に百済(ハクサイ)の人来りて
はじめて作りしといへり 記にハ酒といふ
ものハ此申人始まりし神代に素盞烏尊(ソサノヲノミコト)稲(クナ)
田姫(ヒメ)のために大蛇(ヲロチ)をしたまへる時八塩折(ヤシホヲリ)

乃酒を作らるゝ日本紀にみえたりしかば
酒といふハ神代よりあるべきなりとぞ

延暦寺六月会　四日

是ハ伝教大師乃忌日也勅使登山の儀あり
延暦寺ハ延暦年中にはしめられ給ひしかば
年号に付てこの名をえたり

御體御卜　十日

神祇官の官人一日より本官にさふらひ斎
志ますと経すみ上卿もめして内侍に
つけて奏聞す是ハ天子の玉體にはゞかりて
あん事をうらなひ奏する儀也白鳳年中に
はじめられたる

月次祭　十一日

是ハ先神今食して以前上卿神祇官の北門
より参りて脇に着て後神祇の具居とゝのへ
次に廟にはきて事を行ふ神祇官の官掌
祝詞を申祝師祝の座につく本官の人々
木綿をたゝき上卿壇下の薦座について
御巫幣物をくみて儀あり当ハ六月十二月に
二度諸社へ御幣を奉らるゝ事也弘仁

年中よはりちくしゆつ

神今食　　同日

御神事ハ一日よりちぐしまる戌刻よ行幸を
先大臣の御湯をめしト占よあひなる上ハ陣
よ着て辨をめして諸司れ具を召てとふ
小忌の御灯と借どもその火を消くごとし
あらむ上卿宰相少納言外記史下よおしい
まる人小忌をきる近衛司翁人もあらきる
べし行幸乃御輿ハ葱花也鈴ハ参らし
八省乃中和院よ行幸ありて神嘉殿れ

大嘗宮れ御座よはりせられて御湯乃後字め
けをとりて内侍髪あげて神殿よ参く寝具
と借どもまいらせさせ左右とれはしき殿れ
東西よ張とて閉門開門司なとゝとて上卿
以下神殿のあまつるひらけ川左右中将
その一人をもみそく皆をぬぎ弓箭をとるき
て南乃左右れ燈かくくうらもらいの箱
さり枕八重畳なども上卿参議并少納言外記
史次第よ色を借どもいへるを入めまへがぬ
かゝ気て神座を出く南枕みしくせん一丈

二たびめハしきを上よりたゝみ寄(ヨ)せて枕の
かたに二帖(デウ)ハうらありき上(ウヘ)より九たびめまであり
七帖ハ上(ウヘ)より八重(ヤヘ)だゝみにしきて志きたゝみの中(ナカ)へ帖を
いさゝか東(ヒガシ)によせさしいでゝうらをひとつのそことを
そへさり枕(マクラ)ハ八重(ヤヘ)だゝみの下(シタ)に枕(マクラ)をして内陣
まゐりまして御衾(ヲン)を渡して八重(ヤヘ)だゝみのうへに
まゐらせ給ひかさねて御沓(ヲンクツ)とて御沓(コンアト)を
さて此内陣退きて神殿(ジンデン)に入御(ジユギヨ)ありて神座(ジンザ)に
東よむかひて次よ半帖(ハンデフ)を敷て御座(ゴザ)とす
主上御(ヲン)面(ヲモテ)をむかしくたまへ給ふ

此間(アヒダ)の儀ハ人志るものなし神(カミ)のみぞしろ
しめす事なり扨御食(ケ)をまゐらせなどして神膳(ミケ)を供じて御飯を
白黒(シロクロ)の御酒(ミキ)まゐらせ給ふ柏(ガシハ)にもりそなへ奉り
あはれ御(ゴ)かんは神(ミ)さきまゐらせ給ふ宮主(ミヤジユ)勅(ミコト)や
に御手水(テウヅ)は事(コト)なくすませ給ひて事(コト)はてゝと
二度(フタタビ)ありたかきハ大嘗会(ダイジヤウヱ)の神饌(ミケ)の儀なり
閉じたる也朝(アサ)膳のおもの御膳(ゴゼン)まゐらせ給ふ
とし神祇官(ジンギクワン)をおかしハ官庁(クハンノチヤウ)の御幸(ミユキ)
ならせ給ふ帛(ハク)御装束(ミシヤウゾク)奉りて神祇官へなる
ありて神饌(ミケ)の後に御祭(コシヱ)ありて仮(カリ)に神楽(カグラ)あり

よしめ程こそ地韓神まつりにもふよりまとかゞら
ともして還御の程に御輿の左右にらうそくをとも
供奉の輩声そろへて千歳をうたふいと興あり
なるやこの神今食の儀ハ年に二度也保緣
天照太神を勧請せられて天子みづから
神饌を供ぜさせ給ふとかや霊亀二年六月
よりはじまる

供解斎御粥　十二日

神今食はてざるのあしたげさいのみかゆをまゐる
昼御座の大床子に大盤一脚をすゑて

供ずるあつきかたにはすまゐらする和布の御汁物
そのうち三口食て御箸をとりけりさいの御手
水ハ御手水乃あれ気みをとりあげて大
床子の北によせて南むきに供ず御手水の
具を案二にすゑて御手水乃儀も次第案にとゝのさ
ゐる是はうちあしとりめくらしてくゐ川に
むかひて三あしたの申すも候ふ神今食にて
乃十二日に後斎あるハ此ハ行事にや
解斎の御かゆなどを供じては神斎は有
色かはらず事式にて終へし

祇園御霊会　十四日

これ祭の日樓中ハいとめづらかなる馬長など
そよめきしはべるとぞ御覧じあへし
祇園の社ハ貞観十八年に託宣ありて
山城国にうつしまつりしや素戔烏尊ハ
號まく牛頭天王共武塔天神とも申也
昔武塔天神南海の女子をよばひに
出ましゝ時に日暮て路のほとりに宿
かりたまふにかの所に蘇民将来巨旦将来
と云二人有ありて兄まづしくありしが兄ハ

貧しく弟ハとめりしに天神宿かせ給へとあれ
将来ハかたく辞して承らず兄の蘇民
よかりしを給ふに則かしまゐらす粟がらを座とし
て粟の飯をまゐらせけり天神八年を経て武塔
天神八ちはしらの御子をつれてかへりて兄の
蘇民が家にいたり給て一夜の宿をかりける
事を報ぜんとおぼして巨旦をほろぼさんとて蘇民に
茅の輪をさづけて後の世までも
疫癘の下にはやりて人民死する事数を
しらざるに此蘇民がうからのみをたすけ給ひき

武塔天神我ハ速須佐雄能神也とのたまふ
今よりのちも疫癘天下にはやらん時ハ蘇民
将来の子孫なりといひて茅輪をかけば
其の災難をのがれんとのたまひけるとや
又祇園の縁起によりていはく天竺より
北に國あり九相となづく其国の中に園
あり吉祥といふ其園の中に城あり城に
王あり牛頭天王となづく又武塔天神
ともいふ娑竭羅龍王の女を后として
八王子をうめり八万四千六百五十四神の眷

属ありといへり御霊会の時四條京極にて
粟の御飯をまゐらするハ蘇民将来の住處と
ぞ兼る

祇園臨時祭　十五日

御禊すぎの後大ぬさハ平野におなじきよし
殿上の五位東遊をまひける宣命ありて天治
元年六月よりはじまれる又このあした走馬勅楽
などありて天延三年の東遊のはじめにいはく
神が代の八坂のさとより我
君が千年ハかぎりなくしむる

八坂乃さとハいまの祇園也山城国愛宕郡
八坂郷といふ所よ神社とぞ申たてまつる所也

節折　　　　卅日

晦日の夜清めありてのちよりつゞあり世のさき世乃御身
装束二つよ清御屏風して御座をしく
御禊の座などし孫廂昆明池の障子の南
乃一間屏風として燈を高燈臺よかゝけ
て出御乃程よハけしきなどおもて
座よ主殿寮侍をひく宮主御祓して
紙をぬくるなど主殿の具足あらため卜部

竹の紙座中の席乃上よをく節折の
命婦竹をもちて御清けはかりてしるしを
取所の寸法をとり畢て宮主にあつけあて
がふさくはかりえをはかりしるし也あまくはかさん
とく二度あり二度めて祓をおこなふ節折也
よもりといふ竹よ御清けの寸法をとりて
主程よ折あそばすべし也

大祓　　　　晦日

大祓といふハ百官をとなりも朱雀門にあつ
まりて祓をし給ふ也六月十二月二十日ふ也

天武天皇の御時よりはじまる解除ハ織工
なりの時も亦神事の祈行時ハ臨時にも此儀に
あまりしかも大祓ハ百官一同にあつまりて
禊をなすなり是を家々に獨祓とゆふ
なり

六月の名越の祓する人は
ちとせの命のぶといふなり
此日をよめるとぞ申侍る後拾遺
法性寺関白御よミ

一 かのみそぎ六月はらへのときにあたるの歌あり

さはりなくなりてこそ人はらへの
此日ハ涼しとよみたまへり

鎮火祭　同日

卜部氏の人火をきりて宮城の四隅にをきて
てまつりて火災を防せぐ為めとぞ
此祭礼のあしたに松明をともして致也

道饗祭　同日

是ハ疫神の祭也毎年に必ずなるべきなり
なり近比ハ絶て侍れや是も卜部の人京城の
四角の路にまつて鬼魅の他方より来るを京へ

路にへだてしめん為に路上に供物をそなへ
たてまつる也 鎮火道饗の祭とハ四角四堺の
祭とも申なり

施米

東山西山北山などにある山寺に侘しくまづしき
なまき法師原に米塩を施さるゝ也 上卿侍に
はなはだく人数の勘文を奏せらるゝ六月の賑
給六月の施米ハ三月の貧窮孤独のものゝ
米とおなじ也 諸にあつからせ給ふ事なりとも

雷鳴陣

此は和名なり 年中行事の様しる
月令の文に春分に雷声を發し秋分に
雷声をおさむると見えたり 夏ごろは鳴て
とゞろく故 これを夏の事となれるに
一説にいはく 人倫を知る也 それゆへにてうじ
西宮の清涼に六月の雨の竹なれば しゞゆうを
なまきの梢柳 雷鳴の陣とハ 菅雷あり去ては
ゐるくなり 清涼殿に大将以下近衛に 御西の二邪陽に
弓箭を帯して 御殿の孫庇に候じて清門
とも隨身し奉るなり 将監以下ハ之の蓑笠

とさまくおもしく南殿乃花は庭よまうで梅
色は雷鳴の陣とは申也大内は殿舎
など雷鳴乃ときおとも申にや雷は落らて
まれしだく又陣とよく儀式也姫君は御守に
清涼殿は霹靂とくおそろしきゆめしらも
侍らなしや

七月

廣瀬龍田祭　四日

此月はおぬじかよねくおちうとしおよだぢと

七日し御節供

内膳司より是を調まゐらす索餅を用る
事ゆへあるやうむかし高辛氏乃小子七月
七日よ死たりしが靈鬼となりて人に瘧病を
なやませけれバ其日に麦餅をそなへしゆへ
と日索餅とて是を上れバその年中は
瘧病をのぞくといへりと

乞巧奠　七日

先七日よ御まつりて藏人はかでうど調じて設
来よのうて乞巧奠あり御殿は庭にたてて点
信まゐらせて灯臺九本おろして灯あり

机の上にならべたる物を箏のことおとぢ
とおもてくはく忘れし上の火ともして
衣をかづら空にまつれあり翁といふは水を
つくもそらの星と川を柱にこぬ程あり
きねは盤渉調半呂半律枝ねきしくだらり
是は秘事すまして修行なにまうる人もなし
觸縁のときにも相行たる天平勝宝七年に
ちぎりまかさりしそも是は牽牛織女にてあれ
ほしれあひあふ衣上烏鵲の大羽河なり
きかりてはたときとの[illegible]橋となして織女わたし

わたすよし淮南子と申す書にみえたりまた
続斉諧記に云桂陽城の武丁といひし人
仙道をまなびけるにある時いひて云七月七日
に織女河をわたる事ありとてゆゑを
演ぶとのひまれど織女しばらく牽牛に
諸ともとあそぶ是を織女牽牛なれと川ぐ
衣と世の人は縫ものの乞巧といひて事をも
そろへしらるの[illegible]星七夕祭とも云なり
香花をそなへ供具をならべて庭上に燈を
ともしてさ[illegible]の[illegible]五色の糸をかけ二星

一事といのるに三年の内に叶ぬといへり
此の故に人乞巧とも云也郝隆ハ腹中の書
をさらし阮咸ハ竿上の褌をかけしため
も侍りとや

文殊会　八日

是ハ東寺西寺にて行ける仁明天皇天長
十年七月に大法師泰善をはじめて文殊
会を行ひ毎年七月に此をするべきよし
格に定らる

一 盂蘭盆　十四日

供養御盆供とて〻〻盆日の御座の前に
に菅円座一枚をしく主上出御して御拝
あり幼主の時ハなし天平五年七月よ
りはじめて盂蘭盆を大膳職にそなへしむ
より盂蘭盆ハ梵語也倒懸救器と翻訳す
倒懸ハさかさまにかくると云也餓鬼のくるし
みのはなはださかさまにかゝりたるがごとし
救器ハ此餓鬼の苦をすくふといへるの也
仏弟子目連はじめて六通をえてくはしく母
の在所をみるに餓鬼の中に有しかバ是を

かくしみて則釈尊によりては安居とす
さんすとを始めけば七月十五日に自恣の
僧と供養すれば解脱をえんと説給ひし由
盂蘭盆経にみえたり斉明天皇の御
時飛鳥寺にして須弥山のかたちを作り
盂蘭盆会をまうけ給ひしとかやそれより
諸寺にもこれをおこなふなるべし

相撲

是は諸国より供御人とめしあつめて七月
に相撲節といひて天子の御覧ぜらるゝ事廿六

七日にはあらかじめ召仰ありて上卿勅を奉て
左右の次将に相撲あるべきよしをおほせらる
左右の腰を方をわけて国々へ使をくだして
相撲をめしよせ是を万葉にはすまひ使と申なり
廿六日に内取とて主上仁寿殿に出御
なる左右の相撲人犢鼻ぬのにかかさぎぬ
その施をとりて一つふたつとつ取て勝負を
廿八日に召合あり主上南殿に出御なる王卿
参上して大将相撲奏をとりて奏す
勝方の乱声ありまた廿九日に抜出ありて

相撲ともいふ〳〵此節会ハ神亀三年よ
はじめられしのちたえしを寛平
七年よハ童相撲とて節会ありしとぞ毎
相撲ハむかしと申ハ垂仁天皇
七年七月に当麻ハいによ勇士ありけるを
当麻の蹶速といふちからはなはだつよき角をも
さきくだし天皇此よしきこしめして是よりさ
るき人を群臣にたづねられしかバ出雲
よまうしけるハ乃とあり野見宿禰と申ものゝ侍る
よし仰奏を則是をめして相撲をとらせ御覧
ざりけるに野見宿禰力やまさりけん蹶速が
あしをふみくじきてあばらどころをふみころ
しけるとぞ是すまひのはじめなんなりとかや

祈年穀奉幣

是は年穀をいのらんがために廿二社に幣を
たてまつらる二月と七月と二たびなれども
事ハさだまりしもたえぬ

仁王会

是も春秋所にあり

八月

八朔風俗

むかしはさしたる由緒もなし、又正礼もあらば
建国世俗の風儀也、或假名記に建長の
ころより世にもてはやし、人々田の実をとりて
折敷かなへけるにより、人々にたのみ
けるとやまた図のる太閤の文永の記より
凡七八年まへこれを行すに至る流布せる
よしの事遠からず建長のころ
なべきよし絶えは後嵯峨院より若宮の
て外戚通方卿の亭に御座ありしときに

御閑素とすゝめ申さんとて千寿の男女
密々に奉りけるにまたついでに聖運と
斯かる世の始まりしかば御加増ありとて御悦びに
さきありけるなどにも申伝へられかまへしけれは
遠くも見えしかなる事なしまゐる事まことにおびたゞしう
さる年記もかゝはらずとくに後嵯峨院の
御治世の時分よりはなかだちたてし絶えぬる
ど年中行事にも載りたしもあるを給
なしといへども頃は世にさかりてあそぶ
るは其の後はたかし時世の移ることしき

大かたけふすくハ詔めし有まじきと也

釋奠　上丁ノ日

是二月にかぎらし

北野祭　四日

北野の天神のおほんまつりハ人みな志れることなれども
後達ごあらんためにしるべし　昔延喜の
聖の御門に右大臣従二位菅原ノ朝臣とて
おはしましゝ御父ハ参議従三位是善卿
と申侍き　昌泰四年正月廿五日左大臣時平公
の讒言によりて太宰帥にうつされ給ひて
御子十二人おなじき廿七日に左遷せられ延喜
三年二月廿五日配所にしてうせたまひぬ　其後
さまざまの事ありて天満天神と申奉りて天下こ
ぞりてあがめ奉る　延喜の御時より或ハ
天神の御霊とて世中におそろしき事ども
いできしかバ　延長元年四月廿日贈官
として贈位などの事ありて　昌泰
四年の宣命をバ焼きすてられて暦元年
七月に託宣ありて右近の馬場に跡をたれ
給ひしより　祭ハ一條院の御時よりはじ

めしは官幣して祇園にをさめらる

定考　十一日

是ハ省六位以上の加階をさだむるハかれの競能
功過格勤をくらべて栄爵をさづくる也
上卿史の東の廊の座につきて弁外記史
次に朝所にまゐりて三献の儀式の次に粲
糕の座にはべく文おかく三献をかざしのら
花と上卿以下の冠にさす太臣ハ白菊納言ハ
黄菊参議ハうすいろんを外ハこれ雑の花と
されきるう並よあらぬ大ぞさいへ二月の列見

よ同じ式部の両省より諸司の輩の上日
と選成あるを引見といふそれをかきあつ
めて奏あるを擬階の奏といふ此人々をえら
び出してさだめ給ふ次第を定考とは申也定考
こ文字よハうきて定考とさうさはよ
よみ給ひ口伝あるよしなり選叙令よるう
きこゆるのみかりは儀式なども次第にみえ
より十二日に小定考とて大弁以下の人
東廳に着て行ふなり

石清水放生会　十五日

内裏よりくハしくたづねらるゝの所にし上御字和氣
衛府(エフ)の司(ツカサ)どもに仰て山(ヤマ)にて宣命(センミヤウ)内蔵寮(クラリヤウ)の
使よ命ぜしむ　此八幡(ハチマン)大菩薩(ダイボサツ)と申奉るハ
人王十六代の御門(ミカド)應神(ヲウジン)天皇の御事也
仲哀(チウアイ)天皇の第四(ダイシ)の皇子(ワウジ)にて御母ハ神功皇后(ジンゴウクワウグウ)にて御名
なり　胎中(タイチウ)の天皇とも又ハ譽田(ホンダ)天皇とも名
づけ奉る　天下(アメガシタ)をしろしめす事四十一年
百十一歳の寶算(ホウサン)をたもちて崩じ給ふ　欽明(キンメイ)天皇
の御代(ミヨ)にはじめて神と顯れ豊前の肥後(ヒゴ)國
菱形池(ヒシガタノイケ)といふ所に跡を垂給ふ　人王十

六代譽田(ホンダ)八幡(ハチマン)丸(マロ)也と託宣ありき　譽田は
そのよの御名　八幡(ハチマン)ハ垂迹(スイジヤク)の號(ガウ)也　後ハ豊前國(ブゼンノクニ)
宇佐(ウサ)の宮(ミヤ)にしばらくおはしましければ　聖武(シヤウム)
天皇東大寺(トウダイジ)建立の後　巡禮(ジユンレイ)し給ふべき
由託宣ありけるによつて威儀を調へてむかへの人
申さる　又神託を二ッ度御出京(シユツキヤウ)の儀あり
き　其のちに彼寺(カノテラ)に勧請申さるといへども　勅使
などハ猶宇佐(ウサ)によまいりしを　清和(セイワ)の御時(オホントキ)
大安寺(ダイアンジ)の僧行教(ギヤウケウ)宇佐に詣でしに
霊告(レイカウ)ありて都の男山(ヲトコヤマ)石清水(イハシミヅ)にうつり

をさせ給ふ事ありしかれは行教を奉幣
そ石清水にあり一代一度宇佐へも勅使
とてまいらする二所宗廟と申ハ天照太神
并に八幡大菩薩の御こと也八幡大菩薩と
申御名ハ清浄の心に得る本来不動法性
示八正道垂権迹皆得解脱苦衆生故号
八幡大菩薩とあり八正とハ内典にハ正見
正思惟正語正業正命正精進正念正恵
是とハ八正道といふ大よそ心正しくて身口ハ
おのつからおさまりて三業に横なくして

内外真なる故諸仏出世の本源とし神明の
垂迹も是によりてなり又ハ八方に八色
の幡もたつるあり密教の習西方阿弥
陀の三昧耶形なりこれは行教和尚六
弥陀三尊のかたちとみえさせ給ひけり
光の袈裟にとゞまらせましましけるが
頂戴して男山にハ安置申けるとぞ
抑神明の本地をいふにかたじけなくも
かくの如く大菩薩の垂迹ハ昔よりあまねく
なる護持ハしまします或ハ又昔霊鷲山

めし給ふ妙法華経を説ともあるは弥勒なら
ともまた自在王菩薩なりける託宣し給ふ
中にも八正の幡をたてゝ八方の衆生を済
度し給ふ本誓をよく思へば崇敬し
奉るべき也さて放生会はいつの元正天皇
の御宇養老四年九月異国襲来の時
大菩薩の御力にしてたやすく異敵を
亡ぼし給ふ故大菩薩の託宣に合
戦のあひだ多くの人をころしぬ放生会
とりおこなふべきなりとありしより毎年に

諸国よりも此ほどに放生会はいとなむべき宰相
王経長者子流水品の池魚のするよりおこ
まつりや此ときはいけるをたすけ給ふ御ちかひ
なれどもつとむべし延久二年より行幸に
准ぜられて六府已下供奉をさる事は八幡宮
尋りまぬれたれと神輿くだりて将納ける
行幸の儀式よく神楽の声をやすめ
夜番はよふけ日めかやくそれよりさきの人
て還幸はあらさ故は神人法師原よりて跡
まづ白杖をつきてかつてぬ道にたゝかなる

儀式也朝(アシタ)に紅顔ありて世路(セイロ)にほこれども
夕(ユウベ)には白骨と成て郊原にくちぬれば世
のありさまを志めし毎年に神事の儀式
かしこまりとぞ申事なり

駒牽(コマビキ)　十六日

十六日駒牽の引 能代(?) 乃也

是は信濃の勅旨(チョクシ)牧(マキ)の馬を六十疋なるを
もとは十五日なりしかども朱雀(シュジャク)院の
御忌日(ミコツキ)にあたるによりて十六日に天皇
南殿(ナデン)に出御ならせて御馬(ミムマ)を御覧(ゴラン)じて上卿(シャウケイ)
上卿解文(ケモン)を奏せしめ給ひて公卿

以下次第に御馬(ミムマ)を給る馬をましづめと
とりて御前(ゴゼン)にて一拝(イツハイ)す左廡のこれ
給るとは引分(ヒキワケ)の使として兵衛尉(ジャウ)を出す
院東宮(トウグウ)など給るべき所々(トコロドコロ)へまいる十七日には
又甲斐の国穂坂(ホサカ)の御馬を廿日
には武蔵国小野(ヲノ)の御馬廿疋を引
秩父(チチブ)の御馬廿五疋立野(タチノ)の御馬
を廿三日には信濃の望月(モチヅキ)の御馬廿疋
廿八日には上野の御馬五十疋をひかるゝ
事なり

季御読経
二月八月年に二度あり
九月　御灯　三日
三月にもあり
不堪田奏　七日
是は諸国の田の損亡したる所を目録と
して奏する事なり依て租税を三分二
など免し給ふ事なり先諸国より
坪付帳をとりてまいりて大臣陣につきて
さだめ申して諸国に施行し給ふ也けるに
たへざる田といふ心にて不堪田と申也今は
さしたる事なし
重陽宴　九日
九月九日ハ節日にて侍れバ菊花の宴あり
ある也是を重陽宴ともいふ九月九日は
月と日と九陽の数に叶ひつれば重陽とは
いふなり昔ハ天子南殿に出御ありて節会
ありたる上達部諸侯よりはじめて文道
の人ゝ探韻給はりて文をつくりて文を奉る

そんでかくごろ十月の旬のころにあたりし今日(ケフ)
も氷魚(ヒヲ)を給ふ例(レイ)あり又群臣に菊酒(キクシユ)を
給へる也さて九日の節に至れば御帳(チヤウ)の
左右(サウ)に茱萸(シユユ)の嚢(フクロ)をかけ御前(ゴゼン)に菊瓶(キクガメ)をおく
まことは茱萸の房(フサ)をもちて頭(カシラ)にさしはさめば
悪気(アクキ)をはらふとぞ此日は故事あり費(ヒ)長房(チヤウバウ)
といふ仙人汝南(ジヨナン)の桓景(クワンケイ)にかたりていはく
九月九日汝が家に災あるべし茱萸の
嚢(フクロ)をぬひて臂(ひぢ)にかけ山にのぼりて菊酒(キクシユ)
をのまば此災きゆべしと申ければ

其日山にのぼりて帰りしにくらべけるに其家の
ほどすぐして家中(イヘノウチ)の鶏犬羊ことごとく
死たりかやうのわざはひをのがるゝとて今は
菊酒をのむといひならはせり

例幣(レイヘイ)　十一日

一日(ツイタチ)よりいみまいりてさまざま僧尼(ソウニ)重軽服(ヂウキヤウブク)の人
参内せず是は大神(ヲホンジンジ)宮へたてまつる例幣とい
伊勢大神宮(ダイジングウ)へ御幣(ゴヘイ)を奉る也往昔姫女
御事(ジン)なるによりて例幣とはいふ也昔は
神祇官(ジンギクワン)へ行幸(ギヤウガウ)ありてつかはさるゝ斎王(サイシユン)

中臣忌部卜部など参りて御幣を捧とりて
いづれも主御馬申の事など常の奉幣
のごとし此事朱雀院の時よりはじめ
らるゝとぞ神代の行事の由来かの御鎮座の
年を思ふに垂仁天皇廿五年三月に
倭姫命のおん人ゆるく五十鈴川上の社
定とはいふなりさて外宮は内宮鎮座の後
四百八十四年と号して雄略天皇の御宇
に移されさせ給ふ其の年九月
十七日よりはじめて官幣を奉らる

撰虫

是はあらかじめ式のみるにはあらざれど殿上の
逍遥ゆゑに殿上人どもあそびて嵯峨野
などへ出ゆいて虫の籠よそひてまゐる
是を堀川院のはじめさかりてまゐらす
よろ松虫鈴虫などは雑人とも内裡に
奉る又嵯峨の社寺などに納められても
かされたるとなん

十月

旬　一朔日

十月一日ハ先(マヅ)御衣(コロモ)をかへあり掃部寮(カモンリヤウ)より
御(ミ)装束(シヤウゾク)を撤(テツ)して冬のにあらためかふ
天皇南殿(ナデン)に出御(シユツギヨ)ありて節會(セチヱ)あり是を
孟冬の旬(シユン)とは申也二季の旬氷魚(ヒヲ)を
群臣(グンジン)にたまふ孟夏の旬にハあふぎをたまふ
大(オホ)かたの儀ハ孟夏にかはらず此比(ゴロ)ハ宜陽(ギヤウ)
殿(デン)にて平座(ヒラザ)あり賜氷魚(タマフヒヲヲ)儀陪膳(ハイゼン)采女(ウネメ)
随天氣(テンキ)に御膳(ゴゼン)の氷魚(ヒヲ)をとりて王卿にたまふ
王卿これを取たり塩をそへてあまへを
塩にはしらくくはふなり

上亥(カミノイ)日

亥子餅(ヰノコノモチヰ)

此餅ハ内蔵寮(リヤウ)よりたてまつる朝餉(アサガレヒ)にしく
きこしめす十月の亥日(イノヒ)餅を食すれバ
病なしといふ本説(ホンゼツ)あり此事いはじまり
はじまるともみえず延喜式に載られず従古(ソウゴ)
もなくや有けるのちしんじ承安(シヨウアン)四年に
さだめて大外記師重(モロシゲ)師尚(モロナヲ)など勘文(カモン)を
まいらせそれより本朝のならひとなりしか
みな申さびしむ本書(ホンジヨ)本説(ホンゼツ)との物かう

射場始(イバハジメ)　一　五日

先此月の三日より左右衛門弓場の垜にて
其日ハ天子ゆみ殿に出させ給て弓を御
覧ずる也公卿以下束帯にて出られ、ともに
天子御射席をまふけて弓矢を御座に
左右のつかさまうけ侍れ群臣とひとしく
ゆミを射給ふ也此禮ハ文武二ツの道の
一をかくべからざる故に今天子も弓場殿
にかさせ給て武道をたしなミ給ふ也又清に
射場始めハ賭弓有べし賭弓たらバ
相撲節あるべしとぞ申たり

殘菊宴　五日

首菊苑の宴ハ九月九日なれ共又殘菊の
宴とて十月五日に行ハるゝ也是も群臣
侍ひて酒をたまハる事重陽に同じ

興福寺法華会　六日

九月廿日より七ケ日の間南円堂にて修
妙法の大会をおこなふ也是ハ十月六日
長岡大臣内麿の御忌日なりてたり閑院
贈太政大臣冬嗣公ハ彼大臣の息子にて
まづ又此御あめなどめでたくもはじめ給ふる

しかれども興福寺南円堂の本尊不空
羂索観音の像并に四天王の像ハ安置
大臣の建立し給ひしを後に閑院大臣の
南円堂をたてゝ本尊をうつし給ふ
しかし藤原の南北さかえしかど北の
家なれば今ハさかへむと春日明神の人まで
のみ見えたまひしか給事をあそばされしかバ
此の南円堂を建立の時ゆめにさされバ藤
原氏も南家北家式家京家とて四家ハ
かれらしかれども三家ハ絶果て北家

かくさかへぬるハさかへかの神恵の法
なりとや

維摩会　十日

是ハ十月十日より十六日までゝ七ケ
日の間興福寺にて維摩経を講ぜらる十六
日ハ大織冠の御忌日なる故に興福寺ハ
大織冠の御願といひながらこを淡海公
ぞ始められける。さハ山階寺とも
中比大織冠病悩にわづらひ給ひて今ハと
みえさせ給ひける時に百済の尼法明を

よ人ありて大臣みなして我家大案と号し名
を維摩経といふ経の中に問疾品と云
所あり是を読誦し給へば御病は
たちまち癒えんと申ければ則一品經
誦し給ふにまだ誦しをはらざるに大臣の
御病かろくなり給ふ大臣精舎を建立して
先き此大案に帰依せんとありしを給ひ
終に維摩会と云ふ和銅七年に淡海公興行
せられしが今に絶る事なし此会ハかしこ
までもきこえたるとや北京の三會の

詩にも花開三国會萬興福朝之為翊蓋
是會力とはくらぶべくもなかりけるとなん
大粮申文

初雪見参

昔初雪ハ十日群臣参内し御所の初雪
見参と申せし桓武天皇延暦十一年十一月
よりはじまる初雪ハかならず御節の時は
必ず群臣参とといへり是はまちて久し
又一條院の御時よりとかれりて雪山といふ事

ありし清少納言記にみえたりさまハ所衆滝口に
など大内にまいりて藤壺に雪山とてたゝせ
しなり雪の不足なる時ハ所〳〵の御寺〳〵へ
仰られまたハ執行法師をめさせ奉らせし
其の雪を皆の身にかゝりて雅なれど
所衆以下に集りして雪山をはきさなる
とかや

十一月

御贖物

一日

六月におなじ

供忌火御飯

是も六月に同じ

御暦奏

中務省より明年の暦を奏する也しは
主上南殿におはしまして是を御覧ありし也清
すぎし時ハ内侍所に渡し白虎通に曰世
には十一月に正月として是を暦家にて正月
とハ殷の代にハ十二月を正月とし正月
といふ夏の世にハ今の正月を正月とし人正
月といへり十一月ハ一陽はじめて生ずる故

月の遅速ハ一年の暦数をかんがへて今日天子
にまうさるべし我朝に暦の定りし始ハ
欽明天皇十四年百済の博士がたてまつり
けるとかや

朔旦冬至　一日

是ハ十一月一日の冬至にあたるをいふなり
廿年に一度まはりきたるなればめでたき祥
瑞なるによりて祝として主上南殿に出御し
なりて百官をゆるさる公卿賀表をたてまつる
おこりハ神亀二年十一月に始て聖武天皇に

出御し[redacted]冬至の賀辞をうけ給ふ此国
史より始まり我朝にもよりて呉国にも
ためし有けるなり年中行事にもあらざ
あれども此冬至ハあたらねども日をさだめ
よろこび事ハ賀をなすなり十一月一日の
事ハいはでしらるべき事なり

相嘗祭　上卯ノ日

神祇令ニハ大倭住吉大神穴師恩智
意富葛木鴨紀伊国日前国懸神主の
官幣をうけたまはるなりこの祭法ハ絶て

さゝぬし延喜式には相嘗祭の神七十
一座とみえたり相嘗と書てあひむべ
祭とも云なり

宗像祭　同日

はくしの胸形社の祭也氏人これをとり
行ふこの神は天照大神と素戔烏尊誓
ちかひ給ふ時素戔烏尊のうみ給し神
神也田心姫命湍津姫命市杵嶋姫命
此の三神なり日本紀の神代上巻より
委しきことハ見えてあり

山科祭　上巳日

同月におなじ

平野祭　上申日

是も同月におなじ臨時の祭も同じくあり

春日祭　同日

是も二月に同じ

杜本祭　同日

同月におなじ

當麻祭　同日

同じ

率川祭（イサヤガハノマツリ）　上ノ酉日

二月よおなじ
梅宮祭（ムメノミヤノマツリ）　同日

同月よおなじ
當宗祭（マサムネノマツリ）　同日

同月よおなじ
中山祭（ナカヤマノマツリ）　同日

おなじ
松尾祭（マツノヲノマツリ）　同日

同月よおなじくてし名ハ酉の日也夏ハ

上（カミ）の申乃日なるべし

大原野祭（オホハラノマツリ）　中ノ子ノ日

二月よおなじ春ハ上乃卯日也冬ハ子ノ日也

園并ニ韓神祭（カラカミノマツリ）　中ノ丑日

二月よおなじ中の丑乃日とハいへど新嘗（ジンジヤウ）

会（エ）より後（ノチ）をとゞむるならひぞ多く上（カミ）の丑日ある

べし

五節（ゴセツ）　同日　廿二日ある時ハ上の丑を　月武ハトの丑を用る也

中（ナカ）の丑の日とハ五節（ゴセツ）の帳（チヤウ）台（ダイ）の試（コヽロミ）とて常寧（ジヤウネイ）

殿（デン）まで主上御（ゴ）覧（ラン）あり五節（ゴセツ）の舞（ブ）姫（キ）ハ五人

せまいりし儀式ありけるよりの代々ハ帳台
といふ皆まいりてその時にて帳台に出御
なり殿上人ども脂燭をさして女房をば直衣
に御指貫にて御沓をとめて室の御
さしぬきをめされて寅の日ハその時ハ始し
也御鞠の時ハ帳台の試に准じてめされ候也
帳台にもしまた雅楽乱舞ありさんあら
などうた太平楽小歌などいひ始まる寅の日ハ
殿上の淵酔あり朗詠いまやうなどうたひ
て三献ありて乱舞ありし沙汰も御沓をとりさ

て北の陣をめぐりて五節所にまいりて殿
所にて酒宴ありて推参などあり郢曲なとの
ありてまいりんなどうたふ后宮女院など
淵酔あるべきにおいての雅也けるに御前にて
あるにあり御殿の廂にて乱舞あり櫛
などをとりて肴ハ年々ににとりていまは
大嘗会の時よりあハなきはや肴ハ雅に狩衣
いつもあるべきハ各五節所にまいりん
多めにかく郢れきうじなど代めされて
使れありしとかれ使とハ申也卯の日ハ童

女御更衣はしめて皆々迄も舞給へは（扇を持上事有）
殿上よりはじめ此五節の舞姫のおこりは
むかし天武天皇よしのゝ宮にましまして
御琴を弾給ひしに向の峯より天女
あまくだりてあまの羽衣の袖を五度ひるがへし
てをとめごがをとめさびすもから玉を
たもとにまきてをとめさびすもとうたひ
給ふとかや是よりぞと天平十五年五月より
御まうしく内裏にて五節の舞ハあり
けるとかや

鎮魂祭　中寅日

それ人には魂魄の二つあり魂は陽氣
魄は陰氣也此祭は離遊の運魂をまね
きて身体の中府に志づむる功能あるよし
宇摩志麻治命の時より事おこるよし
旧事本紀などにみえたり此祭を如法
におこなふまで殊勝の御祈と云べきにや
されど白河院ハ御脱屣の後も院中にて
行はれ給ふ東宮中宮にても年ごとの
事也天安二年よりはじめて遂行して興行

始まりて貞観の年十一月神祇官にお
行なる今は年ごとにおこなはるゝ
新嘗祭　中ノ卯ノ日
是は神今食におなじくして其数十二也
是神はかくして是はと年の穂稲を神
にまゐらせ給ふ儀也代の始よりは大嘗会と
いふ其ほのをは新嘗会ともいふ也卜食の
人々摺衣日蔭を着て用明天皇二年
四月より新嘗のすはこしまうす大かたは
神代より事あること也日本紀にも天照
大神にゐいなめきこしめすとみえたり
豊明節会　中ノ辰ノ日
是は今年の稲を神に奉り給ひて後日
君もきこしめし臣下にも給ふ節会
なれば新嘗の祭にまゐる上卿宰相弁少
忌をまゐる官人は諸司の小忌と束帯の人に
まうる役々はみな青摺をきる也
上卿宰相弁の上首とはる南殿の廂に
着座とまうしけるは内弁以下庭に立て白酒
黒酒の盃をとり大頭別当大弁まゐりて

舞姫のかずは五度袖ひるがへしてかなでまいれ
ばよくくるに上達部五節所とよびて催
馬楽などうたひて節会の終当なりし節会
の雅楽台の乱舞也びんざゝら殿
上人らも杯などありけしは節会のさかえて
御遊ありけるに主上の夕べにも人の御几帳の
東にちらくめしてかのゆまるさかんのはげしきに
御琴めそれ琴手にたなちしとおもむきある節会
るとかも味けりさびしいてはすいかなる
とうりの辰の日の節会ハ大嘗会の時ハ辰ノ日

と悠紀の節会巳ノ日と主基の節会とかハりや
吉田祭　仲ノ申ノ日。
にわよりはじ
日吉祭　同日
まりし
日吉臨時祭　同日
是ハ建暦三年十一月十八日よりはじめらる
殿上の使をたてらるゝハ始は延暦寺の
衆徒舞楽をもて官幣のためにはからひし儀也
らうかうりのすゝめによりその後事ハ御願をおこなはるとかや

賀茂臨時祭ハ下酉日
先兼日に試楽調楽なといふことありて当日は
儀式し御禊庭前にて石清水のごとし
社頭の儀すべて使舞人帰参てかへり立の
儀ある孫廂に御障子をたて御座を南面に
御草鞋をめして簾間より出御ならせたまふ
階の下にわたりの庭南北二行に座を敷
まいりて使舞人はしめ座に本末の神楽
の所作人陪従并召人は出御ありて公卿
めしあまたも簀子長階に候す階の下に

頭人下つきて使舞人とめて勧盃ありて
神楽あり庭燎をたきはじめて朝倉其駒
までうたふ庭火のもとにてうたひまつれども
人長さがりあり御神楽ありて禄ありまた
祭のはじまりは宇多の御門いまだ王侍従と
申しける時鷹狩し給ひけるに賀茂の大
明神あらはれ給ひて臨時祭をおこなふべきよしを
されけるに我はさるの身なり如何しても御つかへ
申させ給へと申されければ運ありて帝
申せとてあがらせ給ひけるがいく程なく

しそめしめしきも、おくるゝ也位にはいりし也位につかれ
じ寛平元年十一月より臨時祭をはじめ
たまふ其時の使ハ本院の大臣時平公なり
右件のよしはじめたまひしとかや

十二月

諸忌火御飯　一日

六月のおなじ神祇官の御贖物も六月の
ごとし

大神祭　上卯日。

三輪乃大明神の祭也四月におなじ

国忌　二日

天智天皇の御国忌也崇福寺にて行はる
朱鳥二年よりはじめらる天智天皇ハ舒明
天皇の御子御母ハ皇極天皇也御位につかせ
給て近江国志賀の都大津の宮にて御
まします中興の主にておはしますなり
国忌ハとききよきさびいてあへたまひたる事ハ
なかくかたくあるまじと申すべき太祖廟とも
べきものや

御体御卜奏　十日

是も六月におなじ上御陣の後につきて
御卜を奏す御卜は御卜所よりまゐらする也六月
までのうちにたゝりある神の名を書付
ていのるべきなどのよしなり
月次祭　神今食　十一日
是も六月におなじ
御仏名　十九日
十二月廿一日より三ヶ日也或は一夜にも
例あり仁寿殿の御本尊をうつしたてまつりて御
帳の中にかけたてまつる南北の額の間に文台小卓

机をたてゝ仏像塔形をかけ仏前に香花
などをそなふひさしに地獄変の御屏風
をたつ出居の座は廂の座のごとし出居
の次に火櫃にまつ松をさし女嬬これを
はさむ公卿殿上にて着座初夜中夜後夜
をつとむ権導師かはるがはる参りて是を
はこぶ御仏名の綿を導師の衣にかけてかさに
きざみてもの水のうちに内侍これ燈
下といひてみそをかけて出る蔵人権導師
の肩にかづくる也東にて名謁あり所の衆

瀧口にまじくらひなの栢梨の劔盃などいふ
ゐまうまへは左近衛府の頭よ摂津国栢梨
庄といふ所より御酒を奉りて殿上にめしあ
劔盃のあるゆゑなる佛名の中の夜なとし
大将のとの井かあり馬場にて上一の様
右大将の行ひ絵師ぎらひなりしと
様なとぬるよ所えらかたは此佛名の法事
師ハ前の夜そひらうと画くまれとも延喜のまし
代などは夜の御殿よりく和琴をかきあそ
ばしけるとや　此佛名といふハ三世の諸仏の

名号を唱て六根の罪を滅ぼし給ふ法会
佛名経よとふ而て示れ功徳ハてらし
宝亀五年十二月よりそじまる承和の比ハ
毎年佛名三ケ日のあひだハ諸国にて殺
生禁断なりし　格よみえたり
御髪上　下午ノ日
落たるみぐしを清くして
鬢よむかひて家くたち山外よとなる
べし
立土牛童子像　大寒ノ日

大寒の日夜半に陰陽師土牛童子の像をと
門口に立し門陽明待賢門ハ青色の土牛をと
為美福朱雀門にハ赤色也談天藻壁
門ハ白色也安嘉偉鑒門ハ黒色也郁芳
皇嘉殷富達智の四門にハ黄色をたつ是
青色ハ春の色なれハ東の門赤色ハ夏
の色南の門白色ハ秋の色西の門
黒色ハ冬の色北の方惣四方の門に黄色
の土牛をたつるハ中央土の色也
木火金水ハ土ならてハ生理を蒙二

年天下疫癘さかりにして百姓多く
うせたりしかバ土牛をたてゝ追儺とて
まじなひたりき異國の書にハ農事の
ためにも時節をしめさんとて土牛をたつるよし
みえたり

荷前

撰吉日

先吉日をえらびてのさだめらる
使ハ公卿殿上人のも有次官をひら
荷前の使の定乃はてより元日の擬侍
従のさためあり是ハ朝賀の為也朝賀

なき時も祇園のさまめは侍りきるにや荷前
とは十陵八墓に年のはじめに幣帛を奉
らるゝ事にて其十陵の内一は天智天皇の
みさゝぎ山城国山階にあり此御
御馬にめされし山しなの里に御輦を
とゞめて帰り給はざりしかば崩所を
いはくともしる人なし御沓のおちたる
ところをみさゝぎとぞしけるといと畏
きならひにこそ侍るそれが中に白壁天皇の
田原のみさゝぎ桓武天皇の柏原のみさゝぎ

さて崇道天皇の八嶋のみさゝぎ仁明天皇の
深草の御さゝぎなどみさゝぎの事はしるすべきに
及ばずとぞ

着鈦政

又月に行ふ

内侍所御神楽

主上行幸ありて先典侍内侍まいるをばい
まうでは二人に几帳をさしそへて内侍所に御幸
なりぬ其後御拝あり刀自祝などし此間所
さ人南殿の西のかたにて物の音あそぶ

内侍所のまへにて主殿寮幄をうつ官人
庭燎をたく本末の座二行にしけり
上達部の召人ら絃よりあり人長も忠ように
座せし次第に庭におりて人長をみてさ
つきなどして也鳴高などいましめて次第
本めて笛篳篥本末の哥和琴次第に
召さはおよばさてはじめける人長作
まろふ志きにて拍子本よりはじめ
末の召ひらきさき末よりはじめて和琴は
位よりしもを本の座の上に着て鈴鹿まで

給ふかくてやありあひ庭火をも忘さて
人長かへり入て採物たてて韓神拍子あはせて
陪従人長さしいでてかかげ後勧盃ありから
神そそく文をあつく才男をめして庭燎の
末よりすゑめてひさまづきてかへりては
薦まくらなど千歳早歌などそめぬまは
星やはりさかる蓬ひらきさきあるとして星二首
そそく朝倉其駒とうつ常ねにし韓を
給物臨時の御神楽にはすべて秋乃末より始めて
右ハ臨時の事も今はさだまれることなかりし

公卿の所作(ショサ)也御神(シン)所作(ショサ)ぞあらはゞ星(ホシ)合
おほかたは御簾(ギョレン)とうじかさら御(コ)笛(フエ)等すれど
やく御神楽とて御(コン)便(タヨリ)ある臨時(リンジ)祭
は御神楽(ミカグラ)などには禄(ロク)あひし重てめぐりば本殿(ホンデン)より
遊御なる此神楽は一條院(イチデウノ)の御(シン)時(トキ)より
ちじまる隔(カク)年より立る承保(ショウホウ)の御(シン)代
遂(トレ)ぐとゝのはり寿永(ジュエイ)の乱[illegible]
以後所々ありて渡御(トギョ)ありて三年(ミトセ)を経て
毎年の神事とかはりて三ヶ夜(サンカヨ)の御
神楽どもありされて隙(リ)時(ジ)

行る大かた神楽は天照大神(テンセウダイジン)のあま
の岩戸にこもらせ給ひしとき
いはやの前にて諸神(ショジン)達
かぐらをそうして天鈿女命(アメノウズメノミコト)まひ給ひ
うたひまひ庭火(ニハビ)をたきしかし
はじまりけるなれど神代(ジンダイ)の風俗の
縁起なるべきや

御贖物(ミアカモノ)　晦日(ツゴモリ)

六月より大祓(オホバラヘ)おはらひ　同日

是も六月よりはじ

追儺　　卅日

けふはなやらふ夜なれど大舎人寮鬼をと
つとむ陰陽寮祭文をよミて南殿の辺よ
はてむもとに上卿以下色をつかへ殿上人なども
御殿の方に立て桃の弓あしの矢にている
仙花門より入て東庭をへて瀧口の戸よりいづ
るなり御前にも灯をかゝげいよいよ東庭
朝餉臺盤所のまへのみぎりに灯臺をたて
なりもすへてことごとく此追儺といふ年けれ

疫氣ならん心を鬼といふハ方相氏のあ
四目ありてなりしげなる面をかけ玄
き衣きて朱のもすそをはき人
緋の布衣きたる者を率て内裏の四門
をまはる也慶雲二年十二月にはじまる
此年天下百姓おほく疫癘にてなやまされ
始しなり

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]